

【四五四】第六十九回国会衆議院内閣委員会議録第三号(閉会中審査) (昭和47年8月17日)

(発言者) 木原実(委員)

高瀬忠雄(説明員、防衛庁人事教育局長)

増原恵吉(国務大臣(防衛庁長官))

〔発言順、敬称略〕

○木原委員 (略)

いま一つの問題は、山口県の山口市におきまして、自衛隊の隊員の事故でなくなった方でございますけれども、その方の霊を遺族の意思に反して護国神社に合祀をした、こういうことが関係方面でたいへん深刻な問題になっておりますので、そのことを伺いをいたしたいと思います。

その前に伺いたいのですが、自衛隊の外郭団体に隊友会というのがあるそうですが、これは一体どんな性格で、どんな組織なのか、お示しをいただきたいと思っております。

○高瀬説明員 隊友会は、自衛隊の退職隊員を会員としまして、国民と自衛隊との相互理解、自衛隊の退職者の親睦、それから相互扶助、そういったことを目的といたしまして活動しております。社団法人でございます。現在の会員はことしの五月で約十万三千名でございます。さらに若干申し上げますと、大体都道府県単位にしまして、支部連合会というのが五十一ございます。その他に支部として約千七百ばかりございます。

それから事業内容を羅列的に申し上げますと、一つは防衛意識の普及高揚、それから自衛隊諸業務に対する各種の協力、機関紙の発行及び出版、会員の親睦、会員で不具廃疾になつた者及び遺族、家族に対する援助、それから会員の就職援助、その他会の目的を達成するにふさわしい事業というのが大体の隊友会の概要でございます。

○木原委員 これは部隊との関係があるのですか。たとえば、財政的に補助をするとか、あるいは支援をするとか協力をするとか、人を出すとか、そういう協力関係はどうですか。

○高瀬説明員 部隊とは先ほど申しましたようなことでございまして、彼らが事業をいたします上でいろいろな深い関係がございまして、部隊とは緊密な連絡をとりましますけれども、財政的な援助というようなことは行なっておりません。

○木原委員 そうしますと、たとえば事務的な協力とか、人を出すとか、こういうこともやっていますか。

○高瀬説明員 部隊との具体的な関連を申し上げますと、たとえば隊友会で「隊友」という機関紙を発行しております。こういうのを購入いたしまして部隊に配付する、あるいは隊員募集の際にポスターを張ることをお願いいたしましてその労賃を支払うというような関係、具体的に申し上げますればそういったような関係がございまして。

○木原委員 この隊友会は、自衛隊とは財政的その他に関係がないということですが、隊友会が、隊員であつた人で事故等でなくなった方の霊を護国神社に合祀をする、こういうような方針をとつてそういうことをやっているのですが、それらのことについては何かお調べはございますか。

○高瀬説明員 山口県で四十四年に、公務で殉職いたしました隊員を含めまして、二十七名ばかり護国神社に配祀をするというようなことがございましたが、これは自衛隊がやったことではございませんで、この奉齋をするにあたりましては、山口県殉職自衛官奉齋委員会という名前の委員会ができました、その委員会が活動いたしまして、先ほど申しました山口県出身の二十七柱の殉職隊員を護国神社に配祀をしたという事実がございまして。

○木原委員 時間がありませんので端的にお答えを願いたいと思つておりますが、防衛庁長官、この護国神社というもので、これはどんなふうなものだとお考えでございますか。

○増原国務大臣 どういう意味で御質問がありましたか、ちょっとのみ込みかねるところがありますが、いわゆる護国の英霊をお祭りをするというふうな形で、大体、各県につくられておる神社である、こういうふうなことでございまして。

○木原委員 神道に基づく宗教団体であることは間違いございませんですね。そこに、先ほどお話がございましたように、隊で事故でなくなった方等の霊を合祀をするということでございますね、いま局長の答弁ですと、具体的に名前があげられました山口市の方の場合は、いろいろ手続上の問題があります。奥さんは反対だのに、ある意味では一方的にお祭りをして、奥宗派が違うということですが、しかも委員会ができていて、そこがやったのだということですが、実際は、山口の防衛庁の地方連絡部の係官が奥さんのところへ出向いて、合祀をしたいから書類を整えてほしい、こういう申し出をし、断られました。そうしますと、一方的に二十七柱と一緒にそこへ祭つた。奥さん

んはクリスチャンですから、たいへんなことだと言つて、再三抗議をしたり、取り下げを願つたりしたのですが、それがいまだに認められていない。たまたま、これが先般一部の新聞に報道されましたために、少し問題になりました。現在は何か中央のほうの指示だという名目で、その山根さんという一佐が中に立ちまして、奥さんの説得をしておる。さらに奥さんの義父に当たる人のほうに話をして、いわばそちらから手を回して何か納得をさせるというような動きをやっているという、実は現地から、私のところへたくさん皆さんの報告などが来ておるわけなんです。

ともかくといたしまして、そのいきさつを見ておりますと、隊友会ないしそれに関連をするいろいろなものが動きまして、そういうことをやっておるのでしょうか、具体的に、自衛隊の出先の幹部ないしは係官の人たちが、積極的にそういう方面に動いておる、こういうことが実は明らかになつたわけなんです。そうしますと、護国神社、これは神道に基づく神社ですから、宗教団体であることは間違いございませんが、そういう宗派の中に、積極的に、先ほど長官のおことばにありましたように、国のために尽くした英霊だ、こういうことで合祀をするというようなことが半ば公認をされておるような姿があつたのでは、私はなほはだ困ると思つておるのですが、御見解いかがでしょうか。

○増原国務大臣 私も、本日、木原委員の御質問があるということでもこのことを承知をしましたので、まだ私自身、具体的な事実をいまお伺いしたこと以外には知らないような状態でございます。しかし、護国神社に遺族が反対をしておる人を合祀するというようなことは、私はやはり適当であるとは思いません。その点は十分に調べまして、防衛庁の地方連絡部なり何なり関係の者がそういうふうなことをしておることがあれば、そういうことは控えさせるというふうなしたいと思います。○木原委員 長官御存じのように、われわれの委員会は、問題の靖国法案というのをかかえておるわけです。自民党の皆さん方からの議員提案という形で提出をされておられて、毎度廃案になつておるといふようないきさつがございまして、この問題については、たいへんきびしい見解の違いがあるわけでございます。したがういまして、われわれの委員会といたしましては、そういう底流があるものですから、この種の問題については、かなり真剣に伺いますか、深刻に事態を考えたい、こういうことなのです。

御参考までに申し上げたいと思つておりますが、いま例にあげま

した山口市の方の場合は、御主人が岩手の地方連絡部金石支部におられて、先年事故でなくなられた。その郷里の山口に未亡人が引き揚げたわけでございます。この未亡人は熱心なクリスチャンであります。こういう経過があるわけでございます。ところが、いま局長のほうからお話がありましたように、ことしの春、四月十九日と二十日に、新たに自衛隊の殉職者二十七柱が合祀をされた。その中の一人としてこの事故でなくなった方の霊が合祀をされたということなんです。ところが、クリスチャンの奥さんですから、妻としては自分で夫の霊をなぐさめたい、こういう立場でこれを拒んだ。そうして山口の地方連絡部へ参りますと、係官がこういうことを申しておるわけなんです。遺族の中には、宗教によつて祭り方の違う者もあらうが構わぬ。隊員は自分のためではなく、お国のために死んだのに、何の措置もおかしくない。忠臣の人が崇められている護国神社に祭つて、それと対等ぐらいの資格があつてもいいのではないのか、このことで隊員に誇りをもたせるため、遺族の賛成、反対に関係なく、隊友会と父兄会とが奮起してやつたとだ、こういう解釈なんです。このようなのは九州や四国でもやつておる、こういう回答を奥さんに与えておるわけなんです。私どもは、非常に微妙で、しかも危険な考え方だと思ふ。もし係官のこういう解釈が防衛庁全体的見解であるということになりますと、私どもはたいへん深刻な問題を持つてくゝるのではないかと思ふわけなんです、いかがなものでしょうか。

○増原国務大臣 具体的事情をよく調査をいたしまして、先ほど申し上げましたように、遺族が反対をしておるのに無理に合祀をするというふうなことは避けるべきだ、そういうことで具体的によく事実を当たつてみたいというふうに考えます。

○木原委員 これは具体的な事実の措置の問題とあわせて、私はこの際にぜひ長官の御見解を伺つておきたいと思ふのです。私どももつかつたわけですから、私どもも。

たまたまこれが問題になつたわけですから、しかし、係官の言明によりまして、隊友会その他が同様なことをすでに各地において行なつておる。しかもその大義名分が、国のためになくなつた隊員だから個人のものではないのだ、したがつてこれは靖国神社へ祭られると同じようにあがめなければならぬのだ、こういう考え方に基づいて、もしこういうことが一般に普遍的に、あるいはまた防衛庁としても、そういう方向でよろしいという暗黙の了解でこういうことがこれから先もやら

れてよいのかどうか、こういうことなんです、いかがでしょう。

○増原国務大臣 申し上げたように、その具体的事実が、いま木原先生のおっしゃつたとおりであるとすれば、そういうことは私は避けていくべきだというふうに考えます。そういう基本的な考え方での問題に私ども具体的に当たつてみたい、こういうふうに思います。

○木原委員 これはひどいようですけれども、すでに表に出ましたのはこの一つですけれども、そういう考え方を聞きたいわけなんです。表面に出ましたのは、たまたまこの一つの事件ですけれども、類似の形ですでに合祀のことが広く行なわれているという事実も指摘をされておるわけなんです。つまり、いま述べましたような考え方に基づいて、たとえば自衛隊と密接な関係にある隊友会が、ある意味では自衛隊の暗黙の了解のもとに、この場合は具体的に、出先の人たち、係官が協力をしておられるわけですが、そういう形で合祀というふうなことを進めてよいのかどうかということが一般的な考え方ですが、いかがでしょうか。

○増原国務大臣 遺族がそういうことを反対をする、それも宗教の問題であろうかと思ふのですけれども、そういう反対にかかわらずそういうことを押し通していくことは、私は申し上げたように、避けるべきだといふ考えのもとにこの具体的事実をよくあれしてみたい、こう思います。

○木原委員 遺族の反対を押し切つてやるというのは、これは論外だと思ふのです。しかしその前に、遺族の承認も了解もなしに合祀をするというのは、どこであろうとあつてはならないことです。

しかし、これは問題は簡単だと思ふのですが、それ以前の問題としまして、ごく一般的に、隊で事故その他でなくなつた方を護国神社に合祀をするという一つのやり方、風潮、そういうものが許されていいのかどうか、こういうことなんです、いかがでしょう。

○増原国務大臣 遺族その他にも反対はないという前提で考えまして、そういういわば殉職者を護国神社に合祀するという問題については、私いまここで、そういうことには決定的に反対であるというふうにはちよつと——もう少し私も検討させていただきます、こう思います。

○木原委員 それじゃ最後に、この問題についてこういうことばがございます。「もし、国家がある特定の宗教と結びつくと、

その結果、他の宗教を信仰する人々の国家に対する憎悪、不信、反感をもたらし、国家の基礎を破壊する危険を招来する。のみならず、特定宗教に対する国家の政治的、財政的援助は、該宗教に対する人々の尊敬を失わせ、その腐敗墮落を醸成する。すなわち、宗教は世俗的権力の介入を許すことができないほど、余りに個人的であり、神聖であり、かつ至純なものである」、実はこういうことばがあるので。言つてみれば、宗教の自由というのは民主主義の一番根底にある問題なんです。宗教といふのはどこまでも個人的な問題だと思ふのです。かりそめにも、国家、あるいはその機関である防衛庁なら防衛庁、自衛隊なら自衛隊といふものが、国のためになくなつた方だからあがめよう——その趣旨はともかくといつたしまして、そういうふうな立場で、そういう最も個人的な問題まで介入していったことが一般論として許されるのかどうか、こういうふうにお考えをわけですが、いま読み上げた文章をどんなふうにお考えでしょう。

○増原国務大臣 この文章を承つただけでどうとちよつと云ひかねますが、いわゆる憲法に定められた信教の自由ということに抵触のあるようなことをしては相ならぬ、その確信をいたします。

○木原委員 いま読み上げた文章は、津の地方裁判所の判決の中の文章なんです。すでにこういう判例が出ておるわけなんです、長官は、靖国の問題につきましては、自民党のほうからいわば党議というようになつて、従来も国家護持の法案が当委員会等に提案をされております。いまのお考えですと、靖国神社のいわゆる国家護持について何か御見解はございますか。

○増原国務大臣 靖国神社国家護持につきましては、自民党として一応の案があるわけでございますが、その場合の靖国神社国家護持——神社という名前が使つてありますが、御承知のとおり、これは宗教行為をなすものではないという前提のついたものでございます。そういうものが自民党として一応あるということでございます。私は信教の自由ということと抵触をしないものという形においてこれを受け取つておるということでございます。

○木原委員 この問題につきましては、たいへんきびしい問題があるわけでございます。したがつて、自衛隊に望みたいことは、おそらく善意に基づいてやられたにいたしましたも、事はあまりにも個人の一番根源的な問題に触れる問題ですから、

かりそめにも、いわばわれわれから見れば善意に基づく軽はずみなこの種のことをやってももらいたくない、こういう希望が強いわけでございます。したがって、具体的にいつまでか問題につきましても、早急に善処をして対処をしていただきたい。それから慰霊その他のことにつきましても、やはり自衛隊は最も厳粛な国家の機関でございますから、この動作、行動等につきましては十分な自戒を望みたいと思っております。

【四五五】第七十一回国会衆議院決算委員会議録第七号（昭和48年4月12日）

稲葉誠一（委員）

奥野誠亮（国務大臣、文部大臣）

【発言者】

○稲葉（誠）委員 教科書の検定の中で、国家神道というものを否定的に見過ぎていくということ、それが不合格になっていくという例があるというふうな大学の教授が書いてあるものから、大学の教授が書いたから正しいかどうかは別として、そこでお聞きをするわけですが、そうすると、憲法二十条の中の「宗教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」とある。この「いかなる宗教團體」というのは一体何を含んでいるのか、神道との関係でどういうふうなものを含んでいるのか、これをお聞きしたいわけですが。

○奥野国務大臣 神道も宗教の一つ、キリスト教とか仏教と同じように宗教の一つという考え方で文部省においてはいろいろな問題の処理を進めておるわけでございます。

○稲葉（誠）委員 そうすると、これは文化庁が所管になるわけですか、文部大臣だからいいでしょうか。「いかなる宗教團體」という中に靖国神社が入ると見てもよろしいか。

○奥野国務大臣 現在、靖国神社は宗教法人のたてまえをとっておるわけでございます、その限りにおいては同じような扱いをせざるを得ないということでございます。そのことについていろいろな意見があること、これはもう御承知のとおりでございます。現在は宗教法人として設立されたというかつこうになつておることは御承知のとおりでございます。

○稲葉（誠）委員 そうすると、靖国神社を国家管理にするとかあるいは国家護持にするとか、護持というのは内容はよくわかりませんが、ということとは憲法二十条に違反をする、そこでですね、こういうふうな直ちに直に見られるのか、どうなんですか。

○奥野国務大臣 靖国神社がみずから宗教法人としていて、そのことについてはいろいろな意見のあるところがございます。したがって、靖国神社が宗教法人であることをやめる、そして宗教法人でないような姿の、国民敬慕の的というような

ものにしていくということになつてまいりますと、私はこれは、宗教法人として律せられておつたものと別な形においてこれを遇していくこと、これは可能だ、かように考へておるわけでございます。私自身の答へるべき問題であるかどうかは別にいたしまして、そういうことで、靖国神社については、やはり国民全体が国家のために命をささげた人に対して感謝していきけるような仕組みをとりたいということ、国家護持の問題が起つてきているのだ、かように了解しているわけでございます。

○稲葉（誠）委員 かりにそういうふうな形を、どういう形かよくわかりませんが、それといたしても、それが本質的には神道であり、宗教団体であるということには変わりはないのではないですか。

○奥野国務大臣 いわゆる神道とは本来別なものであるべきじゃないか、なくなられた方々、これはいろいろな宗教を信じておられたのだから、社会のために、国民のために一身をささげた、それに対して国民はやはり感謝の気持ちを持ち続けていくのだから、国民全体の手で守つていきたいのだ、そうして特定の宗教ではない、宗教法人というたてまえをやめてしまいたい、靖国神社もそう考へていく、そうして国民全体がやはりそういう形をとりたい、感謝の気持ちをそこであらわせるようにしたい、同時にまた、お祭りのしかたについてもまた特別なふうをしつていきたい、というようなことで今日議論されているものだ、かように私は理解しているわけでございます。

○稲葉（誠）委員 そういう形をとれば、結局は憲法の二十条のことばは悪いかもしれぬけれども、趣旨を逸脱するというか、それを形を変えて否定をするというふうになつてくるのではないのでしょうか。何のためにこの宗教団体、神道というものが戦争中においていろいろな影響を及ぼしてきたか、このことに関連をして、それが特定の宗教であつて、国が特別な保護をするということが廃止されたわけですね。それが結局形を変えて実際にはまた出てくることになるのじゃないですか。ここら辺は、率直に言えば見解の相違というか、そういうことになつてくるかどうか。これは最後はそういうふうになるかもしれないけれども、どうもそこら辺のところ、なぜそういうふうな議論が出てきたのかよくわかりませんが、現在どの程度話が進んでいるのですか。これはどが主管なんですか。

○奥野国務大臣 神道にして、一般の宗教は特定の宗義を広くようとして思ふのだと思ふのでありますけれども、そういう点

をやはり靖国神社は根本的に違うのじゃないかと思うのです。昔から国のために一身をささげた人をあそこにお祭りする、そして国民みんながそこで感謝の念をささげておった、かように考えるわけでございます。戦後そういう姿が許されませず、届け出によって宗教法人になった、届け出によって靖国神社も宗教法人の資格を持ったということまで今日に至っております、その結果、国家が特別それに対して保護を与えるという事は許されぬ、それが国民感情に合わなくなってきた。そういう点からいたしまして、これは政府がそういう動きをしているというよりも、自民党の中で、ぜひ国家で靖国神社をお祭するよいうな体制を打ち出したということ靖国神社法案というものがつくられ、そして幾たびか議員提案で国会へ提案されてきているという経過がございます。政府がこれを直接処理しているというものではございません。

○稲葉（誠）委員 それはいろいろその人の持つておるもの考え方によって根本的に分かれるところですから、ここで議論をしても平行線になることだと思ふし、議論そのものとしてはまだ時期がちよつと早いようにばくも思ふものですから、この程度にしておくわけです。

（略）

【四五六】第七十一回国会参議院社会労働委員会会議録第十六号（昭和四十八年七月三日）

（発言者） 小笠原貞子（委員）

鹿海信也（説明員、文化庁文化部長）

高木玄（政府委員、厚生省接護局長）

齋藤邦吉（国務大臣、厚生大臣）

山下春江（委員）

〔発言順、敬称略〕

○小笠原貞子君（略）

まず最初に、文化庁のほう、いらしていますか。——お伺いをいたしますけれども、宗教法人靖国神社、現在は一宗教法人であつて、戦前のような特権的な存在ではない、単なる一宗教法人だということを確認したいと思ひますが、そのとおりでよろしゅうございませうか。

○説明員（鹿海信也君）

いま御質問のとおりでございます。現在の靖国神社につきましては、終戦後、神社の国家管理制度の廃止によりまして、昭和二十一年二月、宗教法人令に基づく宗教法人とみなされました。次いで、宗教法人法の施行に伴ひまして昭和二十七年九月、東京都知事からの規則の認証を受けて登記をいたしまして、宗教法人法上の宗教法人、単立法人という性格でございます。

○小笠原貞子君 援護局のほうにお伺いしたいと思います。四十六年の二月十七日、二十二日、二十四日、そして三月の一日、三日、九日、合計六日間、各都道府県の援護関係職員の研修会が行なわれました。場所は靖国神社でなすつていらつしやいますけれども、この会場費はどこがお払いになつていらつしやいますでしょうか。

○政府委員（高木玄君） ただいまお尋ねのとおり、昭和四十六年二月から三月にかけて、六回に分けて、各般の調査業務に関するブロック会議を開催いたしました。それで、会場費でございますが、会場として靖国神社の一室を利用したため、靖国神社側が会場費を請求しませんのでして、結果において無料になつております。

○小笠原貞子君 その研修会のあと、靖国神社の前の割烹の

「大周樓」というところでお酒と料理が出て参加者のもてなしが行なわれたということですが、西村調査課長はそこへも出席されたのでしょうか。また、局長、出席されたのでしょうか。

○政府委員（高木玄君） 調査したところでは、当時の局長も西村課長も出席していません。

○小笠原貞子君 それでは、そのほかの関係の方で出席なすつていた方、いらつしやいますか。

○政府委員（高木玄君） 調査課の職員が各ブロックの会議ごとに二名出席していたかのように聞いております。

○小笠原貞子君 それでは、このときのお酒と料理代などの接待費、これは厚生省がお払いになりましたのでしょうか。もし、お払いになつたとしたら、どれくらいかかりましたのでしょうか。また、厚生省でなければ、それは先ほどのように靖国神社のほうで負担なすつたのでしょうか。

○政府委員（高木玄君） 会議の終了がおそくなつたために、靖国神社付近の割烹旅館におきまして夕食を靖国神社から提供されたというふう聞いております。

○小笠原貞子君 それでは確認いたしますけれども、この会議について靖国神社が会場費と、そして夕食代、料理代を負担したと、こういうわけでございますか。それは厚生省からのお申し入れがあつたのか、それとも靖国神社の御好意でそういうことになつたのか、どちらでしょうか。

○政府委員（高木玄君） 靖国神社側の御好意でございます。

○小笠原貞子君 それでは確認します。会場費、料理代、靖国神社が負担した、その申し出は靖国神社からである、これを確認させていただきます。よろしゅうございませうか。

○政府委員（高木玄君） けっこうでございます。

○小笠原貞子君 次に、日本基督教会の牧師さんのほうから祭神名簿から抹消してくれという要求が靖国神社のほうに出された、その問題について御承知でいらつしやいますでしょうか、文部省。

○説明員（鹿海信也君） 宗教関係の新聞等によりまして間接的には承知いたしております。

○小笠原貞子君 間接的ではちよつと討論になりませんが、御存じないといけませんから読んでみますが、これは宗教法人靖国神社の代表役員あて宗教法人日本基督教会の代表役員であり議長である山田滋さんという方から靖国神社に申し入れが出ております。これは、「宗教法人日本基督教会は、第二〇回大

会(総会)の決議により、宗教法人靖国神社が日本基督教会の教師栗田巧、小川亮、武長敬三、東山武を祭神として祀っていることを拒否し、祭神名簿から抹消されるよう要求します。

なお、この要求に対するご回答は、宗教法人靖国神社代表役員の名によって、3月15日までにいただきたく申し添えます。」「こういうものなのでございます。これは写しをとってまいりました。

それでは、これに対して靖国神社がどう回答をしてきたかということも御存じないでしょうか。

○説明員(鹿海信也君) 間接的には承知いたしております。

○小笠原貞子君 それでは、これも靖国神社からの回答を写してまいりました。「拝啓 時下益々御清安之段大慶に存じ上げます。

扱て二月二十五日附文書を以て当神社祭神名簿から抹消の御要求がありました。が、当神社御創建の由緒及び伝統に鑑み、御申出に沿うことは出来ません故御諒承下さるやう、この段回答申し上げます。靖国神社宮司の筑波さんから先ほどの代表役員

の山田滋さんに出しております。

こういうように、靖国神社は祭神名簿からキリスト者である牧師さんの祭神であるということを抹消してくれということに對して拒否をされておられますけれども、同じような抹消要求がキリスト者遺族の会からも出ておられます。それは四牧師の場合、本人はもちろん牧師ですからキリスト者ですし、また遺族の方々も熱心なキリスト者です。で、靖国神社は御承知のように神道でございます。で、キリスト教でないことは明白なことだと思えます。本人は牧師で、遺族もキリスト教徒、その遺族の意思に基づいて日本基督教会の総会で祭神名簿から抹消してくれと要求しているわけなんですけれども、これに對して靖国神社が拒否をするという、こういう拒否の回答をするというところは憲法二十条の「宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」という宗教の自由を踏みにじっている態度だと考えざるを得ないわけですから、その点についてどうお考えでいらつしやいませうか。

○説明員(鹿海信也君) むずかしい問題でございますが、御承知のとおり、戦後の宗教行政は政教分離の原則にのっとりまして宗教団体の信仰の内容と申しますか、教義——その教えの中身でございますが——には私も宗教行政は立ち入らないことになっております。

したががいます、今回の事例についてみますと、靖国神社が

祭神をどう定めるかは宗教団体である靖国神社の信仰の内容にかかわることだと考えるわけでございます。また一方、日本基督教会からの祭神名簿抹消の要求も、これも宗教団体としての日本基督教会の信仰の内容に基づくものでございまして、信仰の内容を異にしますこの宗教団体相互間の信仰内容の違いに關することでございますので、私も行政当局としてこれの是非という判断につきましては関与すべきことではないと、このように考えるわけでございます。この両者の話し合いによって解決さるべきことではなからうかと、このように存じております。

○小笠原貞子君 これはいろいろお立場上むずかしいことがあるかもしれませんが、そんなむずかしく考えなくても、道義的にもおかしいじゃないかというのが一般の通念になっていると思うのです。宗教の自由というのが特に宗教者にとつてはどんなに大切なものか、そのことを考えたときに、本人は牧師であり、遺族も信者、そしてキリスト教の立場で祭つていきたいのに、その魂を靖国神社のほうに一方的に祭つてしまうということは、まさに魂まで奪われてしまうというふうな結果になって、まことにこれはたいへんなことだというふうには私に考えられるので、これもこれはあとで厚生省のほうとも関係がございますので、こういう問題について大臣として御見解はいかがでいらつしやいませうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま文部省からもお答えがございましたように、政教分離でございます。靖国神社は靖国神社の教義にしたがって戦争でなくなられた方々をお祭りしております、こういうことでございます。私のほうからとやかく批判めいたことを申し上げる筋のものではない、かように考えております。

○小笠原貞子君 それでは文部省のほうにお伺いします。

戦前、靖国神社は他の宗教団体に比べてどういような特権が与えられておりましたでしょうか。

○説明員(鹿海信也君) 終戦までは陸軍省、海軍省共官の別格官幣社として祭祀を行なっていました。職員もそれぞれの身分に應じまして奉仕待遇あるいは判任官待遇の処遇を受けてまして、また経費の一部として陸軍省、海軍省から供進金が支出されていまして、このように承知いたしております。

○小笠原貞子君 そういような特権が、終戦後、昭和二十年十二月十五日、占領軍の総司令部命令として、神道指令といわれる「國家神道、神社神道に對する政府の保障、支援、保全、

監督並びに弘布の廃止に關する件」という中で廃止されております。その廃止された理由については、こう書かれています。「神道の教理並びに信仰を歪曲して、日本國民を欺き、侵略戦争へ誘導するために意図された軍國主義的並びに過激なる國家主義的宣伝に利用するが如きことの再び起ることを防止するため」云々と、こういう理由によって、神道指令でこれがいような特権を与えてはいけないということになっているわけです。靖国神社は、総司令部が指摘しましたように、まさに侵略的、軍國主義的な思想の高揚に大きな役割りを果たしたというところは、これは現実、証明できる歴史のものだと思えます。戦後、こういうことに対して國民の批判が集中いたしましたのも、これもまた当然のことだと思えます。自民党は、今国会にまたまた靖国神社法案を五回にわたつて提出していらつしやる。これが靖国神社をめぐる歴史として現状という点から考えれば、ここに大きな問題があるというふうにご意見を伺えないわけなんです。こういうことは一応私の考えとして申し上げます。

で、それでは、たとえばこういう問題がなぜ起るのか。そこには厚生省の姿勢がまだきちつとしていないところ、大きな問題があると思うんです。宗教の自由を侵すということ、これはもう歴然としているわけですから、なぜこんなことが起るのか、具体的になぜ起るかという背景について質問をさせていただきます。昭和四十八年の三月二十八日付の調査第一〇〇号という通知がございます。これによりまして、靖国神社の依頼に基づき、旧陸軍関係戦没者調査を本年もされるということになっておりますけれども、これは毎年されておりますので、いかがか、援護局のほうからお答えいただけます。

○政府委員(高木玄君) 厚生省の援護局、それから都道府県の援護担当の主管課、これらにおきましては、もとの陸海軍省の保有しておりました陸海軍の軍人軍属に關する人事関係の記録を引き継いでおります。したがが、そういつた点から旧陸海軍の戦没者の身上に關する各般の問い合わせり調査の依頼があるわけでございます。そういつた依頼がございます場合には、それが戦没者の処遇上適当と認められますときには、そういつた調査の依頼に應ずることにはいたしておるわけでございます。したが、たゞいま御指摘の靖国神社のほうからのこの戦没者に關する調査の依頼は、そういつた趣旨におきまして援護局として應じておるわけでございます。

○小笠原貞子君 おつしやつたとおりだと思えますけれども、

これは個々の、個人個人の問題についての調査ではなくて、靖国神社を通して全国的な調査ということになるわけでございますね。

○政府委員（高木玄君） 靖国神社を通してではなく、私どものほうで靖国神社から依頼を受けまして、その依頼に応じて、戦没者に関する調査を、靖国神社の依頼に応じてしていると、こういうことでございます。

○小笠原貞子君 昭和四十六年二月二日付厚生省援護局長通知援発第一一九号というのが出ております。各都道府県知事あてでございます。これは「靖国神社合祀事務協力について」と、「それに関する諸通知は、廃止する。」となつてゐるわけですが、これも、この「援発第三〇二五号」と、関連通知を廃止したといままでこの通知を廃止したという理由はどういう理由でございますか。

○政府委員（高木玄君） 先ほどお答え申しましたように、援護局におきましては、遺族援護のためまゝにいたしましたので、従前から陸海軍関係の戦没者等に関する調査依頼につきまして事務処理を行つてまいつたのであります。戦後二十五年を経過いたしました昭和四十五年ごろから、遺族会あるいは戦友団体、個人、そういった方々から戦没者に関する調査依頼が著しく増加してまいりましたのに伴い、それら新しい事態に対応するために新たに調査事務処理要領を定めたのが昭和四十六年二月二日の通達でございます。「援発第一一九号」という援護局長の通達でございます。で、その際に靖国神社の合祀に関する調査依頼につきましては、その事務を概了したことでございまして、従来の局長通知を廃止したのでござい

○小笠原貞子君 この「援発第三〇二五号」の通達というの中身を見ますと、やはりいふん問題があると思つて、「靖国神社合祀事務協力要綱」、「事務協力についての基本観念」というのが第一番目に書かれてゐるわけですが、「復員業務関係諸機関は、法令に基くその本然の事務の限界において、かつ、なし得る限り好意的な配慮をもつて、靖国神社合祀事務の推進に協力する。」と、「なし得る限り好意的な配慮をもつて」、「合祀事務の推進に協力する。」という点。また、三番目には、「協力事務の主体は、戦没者の身上事項の調査に関する事務とする。その外、合祀通知状の遺族への交付についても、事情の許す限り神社に協力するものとする。」と、こういう中身が入つておりますね。

○政府委員（高木玄君） いまおっしゃられたとおりの中身が入つております。

○小笠原貞子君 この通知が出されたのは、三重県の津市の地鎮祭の違憲訴訟判決というのが問題になつておりまして、まあ、この津市の地鎮祭に神官が出てくるというようなことは、これは憲法上問題があるというので、信教の自由をめぐつて非常に大きな議論が出ていたときなんです。この四十六年五月十四日の直前に、前の通知が廃止されてゐるわけです。この通知は、先ほども言いましたように、憲法第二十条第一項「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」、これの憲法違反に、厚生省が非常に好意的に積極的にやれというような指示で、厚生省がまさに手をかしていたことになるといふような意見も出てくるかと思つて、特定宗教の祭りに協力したということでも廃止されたものだというふうに見ることができると思つたので、この第三〇二五号に見るような疑義があるということも率直にお認めになるでしょうか。

○政府委員（高木玄君） この通達を廃止したのは、先ほど申しましたように、戦後二十五年たつて、非常に調査あるいは照会事項がふえてきた新しい事態に対応して、そういった前の通達を廃止して、新たな事態にふさわしい、そういった要領をつくつたということでございます。なお、この昭和三十一年の通達についてのお話でございますが、当時靖国神社の合祀事務が非常におくれておりました、遺族の方々が非常に不満を持ち、この合祀事務の促進について遺族の方々が非常に強い要望を出しておられたのでございまして、したがって、私どもとしては靖国神社の依頼に應ずることが遺族援護の上からも妥当なことであると、かように考えた次第でございます。

○小笠原貞子君 いまの答弁ちよつとおかしいと思つて、靖国神社がもしもほんとうに宗教法人であるということ、政府が関係がなければ靖国神社の合祀事務がおかれてゐるからということも理由にしてこれに積極的に協力をするということ、先ほどの考え方の中では成り立たない論議だと思つて、そういうこと矛盾を感じません。

○政府委員（高木玄君） 靖国神社の合祀事務がおかれてゐることに遺族の方々が非常に不満を持たれて、この合祀事務を促進してほしいというのが遺族の方々の強い要望でございます。私どもは遺族の方々の援護、これはもう私どもの所管でございまして、遺族援護の上からも、そういった靖国神社の調

査依頼に應ずることが妥当である、かように考えたということでございます。

○小笠原貞子君 いろいろ遺族の方々から御希望やなんかがあるかと思つて、またそれに対して、たとえば財政的な生活を補償するというような援助を当然しなければならぬかもしれません。しかし靖国神社という一宗教団体、一神社のその合祀祭がおくれるからといってそれに援助しなければならぬという考え方は、口では遺族のために要求があつたからやつたといわれるけれども、まさにそのことが憲法第二十条の、ある宗教団体に特権を与える、援助を与えるということに即つながつていくんじゃないですか。

○政府委員（高木玄君） 私どもは、この調査依頼に依じたことが憲法第二十条に違反するものとは考えておりません。先ほど申しましたように私どもの局なり県の援護担当課は、もとの陸海軍の軍人軍属に関する人事関係の記録を保有、整備しておるわけでございます。それに関する調査依頼がございました場合には、その調査依頼が戦没者等の処遇につきましても適当だと認められる場合には、それに依つてというたてまゝをとつております。これは、この四十六年の通達をあらうだけだけわかりますように、個人であつた民間の団体であつた、その調査依頼についてはすべて応じてたてまゝをとつてゐるわけでございます。それが戦没者の処遇について適当であると認められる場合には、応ずると、こういうたてまゝをとつてゐるわけでございます。そして、靖国神社の調査依頼につきましてもそれが適当である、調査依頼に依つて適当であるというふうな考えで、私どもは考えておりません。

○小笠原貞子君 厚生省の援護局としてはそういうふうにお考えになるということはおっしゃるとおりかもしれません。じゃあ法制局でもそういうふうな見解を持つていらつしやるんでしようか。それを確かめになったことありますか。おたくのほうの関係だけではなくて、自分の立場からの主張ではなくて、客観的に見て、法制局でもそういう見解を持つていらつしやるんでしようか。

○政府委員（高木玄君） 本件につきましては、法制局の見解を伺つておりません。

○小笠原貞子君 じゃあ、一応その問題は保留にしていきたいと思つて、しかし、どういふふうになつておられるか、一宗教団体である靖国神社に、業務を担当してゐる厚生省だからといつ

て、それに積極的に具体的に援助をしているという事は、まさにこれは憲法に抵触する問題だというふうな、これが大きないま世論にもなっておりますし、当然そういうふうな考えるのがまともで、すなおな考え方だと思っておりますけれども、厚生大臣はこれについてどういう見解をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 御承知のように、旧陸海軍人のいろいろな身分上の資料は、厚生省が引き継いでいるわけでございます。しかも、戦没者の身分等に関する資料は、厚生省にきりないわけでございます。よその省にはどこにもないということでございますから、私も、その憲法違反なんというむずかしいことを、実は考えたことは夢にもございません、率直に言います。これは靖国神社だけじゃなしに、そのほかの民間団体からも、なくなられた方々のいろんな資料を持っているのは厚生省でございますから、厚生省に対してそういう資料を提供してもらえないかという依頼があれば、私はどなたにも必要があれば——必要がないところから言われても、これはちよっとおかしでしょうか、必要がございますれば、私のほうは提供する、私はいやばり役所というものはこれ以外にありませんから、そういうふうな資料の提供を求められれば、私は応じて差しつかえない。したがって、靖国神社はなくなれば、私たちが霊を祭るということでございます、そちらのほうから合祀の関係上、戦没者の方々の資料をひとつ提供してもらえぬかという、こういう要請があれば、私のほうから積極的に上げますよというのじゃなくて、向こうの要請に応じて資料を提供するということであれば、私は憲法上、違反といつたふうなことはないものだと解釈をしておりますが、宗教法人の所管省である文部省のほうからまた有権的な解説をお願いしてもけっこうでございます。私が、私のほうでは、資料を私のほうから積極的に上げますからお使いください、こういうのではないので、合祀の関係上資料を提供していただかせんかという依頼におこたえする、私はいいことじゃないかと思えます。

○小笠原貞子君 だいぶ、だめを押していられしやるところを見ると、あまり自信がなさそうで、それは次また詰めていきたいと思えますけれども、それで、現在出されております通知についてお伺いしたいと思います。

昭和四十七年二月二十八日付援護局調査課長より都道府県民生主管部局長への通知、「調査第五四号」でございますけれども、靖国神社から依頼され、旧陸軍関係戦没者身分調査の依頼

通知というものが出されているわけですが、これはお手元にお持ちでいらつしやいますか。

○政府委員(高木玄君) 援護局調査課長だと思いますが、手元でございます。

○小笠原貞子君 先ほどいろいろ援護局のほうに調査してほしいというような依頼があったときにたえるというふうな、当然のことだとおっしゃってましたけれども、それじゃこれまで靖国神社以外の宗教法人から依頼されて、個人じゃなくてですよ、宗教法人から依頼されて、靖国神社の場合のように全国的な調査というようなことをなすったことがありでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社以外の宗教法人から調査の依頼はまだ受けておりません。受けたことはございません。

○小笠原貞子君 私が言いたいのは、個人的にいろいろこういう人について調査してほしいというふうな依頼があったときは、その担当の局としてお出しになるのは当然のことだと思います。いま伺いますと、全然そういう宗教法人からこういう依頼で、調査の依頼をされたことがないということでございます。私がちよっと調べたところでは、PL教団からの調査依頼というものがあつたときに、これを拒否されたということも伺っているわけなんです。こういうふうなことで、やはり靖国神社という一つの宗教法人から依頼されて全国的に調査され、いろいろその事務に協力されたところ、私は問題があるんじゃないかと思うわけなんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。ほかの宗教法人からは全然来ない、来ていても、それはあるときには拒否された、個人的な調査ではないと、宗教法人から来て、そして全国的に調査網を張って調査なさるといふ問題についてどうお考えになりますか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社以外の宗教法人から調査依頼を受けたことはございません。したがって、PL教団からの調査依頼もございませんし、したがって、拒否された云々と言われましても、調査依頼がそもそもございませんので、その点、御了承願いたいと思えます。

○小笠原貞子君 それでは、靖国神社という一宗教法人から依頼されているいろいろ協力したことだけははつきりしたと思えます。それでは、このいま言いました「調査第五四号」でございますけれども、この調査課長通知の中の2の(2)の項、これはどういう内容になっていきますでしょうか。「ただし、次に掲げるものの裁定があつたものを除く。」ということになって、具体

的に「ア、イ、ウ、エ」と出ているわけですが、これは一体どういう内容になっていきますでしょうか。

○政府委員(高木玄君) ここに「ア、イ、ウ、エ」というふうないろいろ条文を引用してございますが、この条文の内容をごく簡単に申し上げますと、軍人軍属、あるいは準軍属が公務上の負傷、あるいは疾病にかかって、その負傷または疾病以外の事由でなくなったという場合でございます。

それからいま一つは、「ウ」と「エ」でございますが、これは外地における公務によらない死亡者でございます。したがって、この靖国神社からの調査依頼がまいつております戦没者は、戦死または戦病死者でございます。それ以外のものを、昔の陸軍では平病死といつておりますが、平病死は含まないと、こういうことでございます。

○小笠原貞子君 初めの「ア」と「イ」は平病死だということをはわかりましたけれども、この「ウ」と「エ」という項、これを調べてみますと、わかりやすく言うと、敵前逃亡だとか、自殺された方というのがここに含まれると解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(高木玄君) いわゆる刑死あるいは自殺でございます。

○小笠原貞子君 そうしますと、祭祀としてお祭りするのに、平病死年金をもらっている人とか、敵前逃亡、いま言われた自殺などの人については、調査しなくてよろしいというのがこの内容になっているわけでございますね。そうですね。——これは靖国神社からの御意向で、こういうものは除くということになっていたのでしょうか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社からの依頼の内容がそうなっているわけでございます。

○小笠原貞子君 それじゃ、こういうふうないろいろこまかい御調査をなさるわけですが、たとえば調査票などというものはお伺いしたいと思います。たとえば調査票などというものは厚生省のほうで御用意なさるのでしょうか。それとも靖国神社が調査依頼をするときに、靖国神社がその調査票を持って厚生省にお願いする、また、その費用について靖国神社が出すから調査してくれというようなことになっているのでしょうか。

○政府委員(高木玄君) この調査票の用紙は靖国神社側で調製して持ち込んでくるようですよ。

○小笠原貞子君 で、それでは靖国神社が用意した調査票に各都道府県の自治体職員が記入をして、そして厚生省に集める、

そして集まったものを靖国神社に渡すというわけですね。

○政府委員（高木玄君） 旧陸軍関係は、死没者の原簿が各都道府県で保管しておりますので、各都道府県がその原簿から転記して厚生省に送付し、厚生省から靖国神社に渡す、こういうことになっております。

○小笠原貞子君 靖国神社は、その名簿に基づいて祭神名簿をつくって毎年合祀するという順序になるわけですね。

○政府委員（高木玄君） さようでございます。

○小笠原貞子君 大体いまお伺いしたので、私の言いたい内容というのがどこにあるのかというのをおわかりになったのじゃないかと思えますけれども、ずっといままでの質問と討議の中ではつきりする第一の問題は、厚生省は、古い通知は問題があるので、これは廃止した、そして新しい通知に書き直した。しかし、実際の運営というのは何ら前の通知の内容と変わっていない。ただ、文章上たいへんまづい——「なし得る限り好意的な配慮をもって」などというのはいちよつとまづいというように、ことばの上では配慮されて、そして通知を廃棄して新しい通知になすっているけれども、やっていらっしゃる業務というものは全く前と変わっていないというふうな思われますけれども、いかがでございますか。

○政府委員（高木玄君） 先ほどお答えしましたように、靖国神社の合祀事務というのは、概要、おおむね終わっております。で、新しく戦没者として認定される者、あるいは未帰還者の特別措置法によって死亡措置を講じた者、こういった者につきまして今日では調査していると、こういうことでございます。

○小笠原貞子君 それは、一ころに比べたらだんだんそういう業務が少なくなってくるというのは当然なことだと思ふんです。しかし、私が言いたいのは、昔はそういう事務がたくさんあったけれどもいまは少なくなつたというふうな問題じゃなくて、そういう事務そのものを、厚生省の中で、職場の中で、そういうものを業務としてやっているところと、一つ大きな問題があるんじゃないかということなんです。

それからまた、もう一つの問題点は、厚生省の立場で、国会や、また審議されて成立した法律という問題について、これを無視してやっていくという権限があるのかどうかという点なんです。そして申しますのは、国会では援護法が毎年のように改正されて、そして対象として、平病死年金、それからまた、いわゆる敵前逃亡、自殺者などもやはりこれは戦争の犠牲者であると

いう立場で援護の対象にされたわけでございますね。そうすると、厚生省としては、当然、そういうふうな援護法が改正されて援護の対象となると、国のために尽くした人なんだという立場に立つて、これを守らなければならないというふうには考へる。それが当然の義務だと思ふんです。それは運用上も法律としても当然のことだと思ふんです。ところが、全く靖国神社の立場の考え方で、戦没者に対する、敵前逃亡、それから自殺、平病死、これは除いてくれという、靖国神社の主観でございますね。「臣民ただ皇室の御為めに身を献げて忠勇事にしたがい、死してもまた護国の神たらんことを期す。」と。これは靖国神社誌に出ていましたけれども、だから、こういうものが祭神として、神様としての資格があるんだということなんです。つまり、自決せざるを得ないというような人たちも、やはり、そのときに戦争に引きずられて、そしてあの戦争への間違つた教育のもとでお国のためというので、ついに自決せざるを得なくなつたということなわけでしょう。そうすれば、靖国神社が

これは忠勇な臣民と認めないというふうなことで、それらの戦没者に対して差別をしているということがはつきり言えると思ふわけなんです。そうすると、厚生省としては、援護法の拡大によって、そういう人たちも国のために尽くしたんだということに対して、そういう資格がないという、靖国神社の、忠勇たる臣民……、神としての資格がないということ、これは除いてくれというふうな調査の依頼だ。全くこれは靖国神社の言いなりで特定の宗教的態度にまさに厚生省は手をかしている。こういうことは、大きく言えば国会と法律を無視している。まさに、これはちよつと大きな問題だと私は考えざるを得ないわけなんです。厚生省、局長の責任としてどういふふうにご考慮をなさいますか。

○政府委員（高木玄君） どういう方を祭神としてお祭りするかは靖国神社御自身がきめられることで、私どものそれは関知しないところでございます。私どもは、靖国神社の依頼に応じていつも依頼の内容のものを調査している、これだけのことでございまして、靖国神社の祭祀基準というものがおそらくあるんだと思ひますが、それは靖国神社御自身がおきめになって、その基準に基づいた調査を依頼してきています、こういうことでございます。

○小笠原貞子君 それでは全く靖国神社の言いなりになって、それは靖国神社の考え方だからと、まさに靖国神社の言いなりでどういふことがあるとすつてきたと、これからどういふ

ことが申し出られようと靖国神社の要求であればそのとおりやると、こういうことですね。

○政府委員（高木玄君） 先ほど申しましたとおり、私どもは靖国神社に限らず、民間の個人であれ団体であれ私どもの保有しております資料に基づきまして戦没者なり、もとの陸海軍人についての身上についての調査、照会等の依頼がありました場合には、それが適当なものであります限りにおきましては協力しているわけでありまして、これはもう何も靖国神社だけに特別のことはしていません。

○小笠原貞子君 靖国神社に限り特別のことはしていませんとおっしゃるけれども、靖国神社しか来てないんでしよう。靖国神社しか来てないとさつきおっしゃったんでしよう。そして、その中身は靖国神社そのものの言いなりになっていて、これは事実ですよ。これは、まさに私が先ほどから言うように憲法二十条に当然ひつかかってくる。特定の宗教法人靖国神社の依頼で国と自治体のお金を使っているわけでしょう。そして、全国的な調査をなさると。その結果、個人の宗教の自由も侵してやだというのに祭るなんて言うんでしよう。こんなことが許されていいんですか。これはまさに憲法上からいっても二重に私は間違つていらつしやるんじゃないかと、そう思うわけなんです。いかがでございますか。

○政府委員（高木玄君） 先ほどお答えしましたように、靖国神社以外の宗教法人からは私どものほうに調査の依頼がまだ来ておりません。参りましたならば、もし、靖国神社以外の宗教法人が参りましたら、内容が適当であれば、私どもは調査に応ずるといふことでございます。

○小笠原貞子君 それじゃ、内容が適当だったから、こういうふうな靖国神社の思惑によって、こういうものは除去せよといふことについて内容が適当だったと御判断なすつたわけですね、いまの答弁では。

○政府委員（高木玄君） 内容と申しますか、その調査の依頼がありましたときに、その調査の依頼に応ずることが戦没者の処遇上適当であると、こう判断した場合には、その調査に応ずるといふことでございます。

○小笠原貞子君 戦没者の処遇に必ずやと言うけれども、その戦没者自身がキリスト教で神社に入りたくないと言っているんですよ。そして、その御家族もクリスチャンだからそんなところに入れてほしくないと言っているんです。戦没者を大事にするんだつたら、そんなことを要求されたときにおかしいと思わ

れるだろうし、また、敵前逃亡だ、平病死だ、これ差別するつていうことも、これが適当だと思われたからこそ、これをうのみにして言いなりになすったんじゃないんですか。

○政府委員(高木玄君) 合祀にあたって遺族の同意を必要とするかどうかというようなことは祭神御自体に関することではないかと、それは靖国神社自身の問題でございます。私どものそれは関知するところではございません。私どもは、靖国神社から、戦没者についてこういうものを調査してほしいという依頼があり、それが適当だと思いますので調査に依っていると、こういうことでございます。

○小笠原貞子君 それでは押し問答、水かけ論になりますから確認しておきます。援護法では対象を拡大して、こういう平病死の人たちや、また敵前逃亡、自殺の方々もお国のために犠牲になられたんだからといって援護の対象にしている、しかし靖国神社は靖国神社の主観によってこれは神様に値しないと、ここで差別している、しかしそれは靖国神社の考え方だから、それは関知しないと、そしてこれは靖国神社の調査だということでは、厚生省はこれに御協力なすったということがはつきりするわけですね。

○政府委員(高木玄君) どういう方を祭神として合祀するか、これは靖国神社御自身がおきめになることだというふうにお答え申し上げているわけでございます。

○小笠原貞子君 幾らことばの上で美しくおっしゃっても実際の問題はやはり靖国神社の言いなりで差別をし、そして信教の自由を押えているという靖国神社のやり方に全く言いなりになつて協力していらつしやるということはこれは動かしがたい事実だと思えます。

それでは、この問題、もうここで終わりにしますけれども、じゃ、もう一つの問題、先ほど言いましたね。靖国神社で会合をしたと、そしてお酒やお料理の接待を靖国神社から出している、これにまさにならぬとおかしいとお思いませんか。援護局長、大臣、靖国神社の申し出だからといってごちそうになつて、それで当然だと、やってやっただから当然だと思ひになるわけですか。

○政府委員(高木玄君) 靖国神社側は、おそらく合祀事務について調査に協力していただいているという趣旨から儀礼的な意味で謝意を表したんだと思いますが、このような靖国神社側から夕食を提供を受けたということは適当とは思いません。したがって、今後はそういうことは絶対ないように厳に戒めま

す。

○小笠原貞子君 大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 靖国神社側の好意による儀礼的なものであったと私は理解をいたしております。しかし、好ましいことかと言われれば、私も好ましいことではないとはつきり申し上げることができると思っています。

○山下春江君 ちよつと関連。いま小笠原委員から敵前逃亡、敵前逃亡というおことばがたくさん出ましたが、それが靖国神社に祭つてあるのはおかしいではないかということがございまして、それは確かに小笠原……。

○小笠原貞子君 それは祭つてないんです。

○山下春江君 祭つてないのはおかしいではないかというお話がございました。

○小笠原貞子君 祭つてないのがおかしいというんじゃないかと、差別することがおかしいと、そのよしあしは……。

○山下春江君 そこで、それについては敵前逃亡とみなされる方の中で、森林の中で猛獣に食われて死んだかあるいは餓死したか病死したかわかりませんが、それは全部戦死したということ、新たな法律をこしらえて、この人々を家庭裁判所の判決を経て靖国神社に祭つてという法律をいまから十七年前につくりまして、だから、あなたが言われる敵前逃亡のような方も、たとえば武装解除されて、戦列に並んでいて、隣の先輩が肩をたたいて、おまえは補助憲兵をしてたからつかまると二十年食うぞ、いまのうちにこの列を離れて何とかがして帰れ、二十年わかれて、二十六の青年ですけれども、二十一から軍服を着ているからおとなの気持ちでいたが、初めて子供に返つて、おかあさん、ぼくは海を泳いででも帰るよ、と言つて、そこら町にいたらつかまるから、山の中に入つたりいろいろなことをしてそれは死にました。まあ死んだでしょう。それがそのような目にあつて死んでも、これは厚生省がつけた名前でしょうが、現地復員という名前をつけたんです。現地で復員したからもう一切日本の法律は関係なく、現地で一般市民になつたという処遇をしたので、それは、そんなことはかわいそうじゃないか、二軒並んでいて一軒の家の子供は鉄砲のたまで死んだから靖国神社に祭られた、隣の未亡人の家の子供は、いまの敵前逃亡をしたという、そういうことで恩給ももらえない、靖国神社でもない、何でもないということでは、同じ熱烈な気持ちで行つた青年たちにそういう差別をつけてはかわいそうではないかというので、厚生省にちゃんと法律があります。それも事情がわから

ないから、家庭裁判所の判決があつたらば、それは戦死として靖国神社に祭つてという法律がちゃんと日本にあるんです。ですから、いまのあなたの差別して祭らないというのとはおかしいじゃないかというのは、祭られております、間違いございません。

○小笠原貞子君 たいへん詳しい御意見を承つたのですけれども、私が申し上げているのは、そういう人を差別しているから悪いということについての評価は全然してないわけなんです。ただ、いま先生はそういう人さえもお祭りしている、それは法律で、十七年前ですか、できた。そうおっしゃつていますけれども、そうすれば、なお問題が出てくるわけですね。そういう法律があるとすれば、こういうものを除いてくださいという靖国神社からの依頼が出ておきますのは四十七年二月二十八日、去年のことなんです。もしも、そういう法律が先生のおっしゃつたことを信頼してあるとすれば、そうするとまさに厚生省はそういう法律違反を要求している靖国神社の言いなりになつておられるという、また問題は大きい一つの重大な問題なんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは山下先生、思い違いじゃないかと思つてございまして、靖国神社にどなたを祭れんという法律はございせん。靖国神社はすべて教義——独特の宗教法人でございましてから独特の教義に基づいてどなたを神として祭るかということが靖国神社自身がおきめになることでございます。したがつて、敵前逃亡の方々が援護法の改正等によりまして援護を受けるようになつても、その方を祭るかどうかが、それは靖国神社みずからがきめることでございますが、そんなことに対して国が、こういう援護法の適用を受けるようになつたのでございまして、靖国神社のほうで差別しないでお祭りください、なんということを言うたらいへんなことです、むしろ。それこそ、政教分離、これこそ政教分離というものだと思います。

○小笠原貞子君 そこまでわかつておられるんだつたら、そしたら、遺族の方々とか援護のためという名目で公金を使って全国的に調査してというところまで手をとお染めになるのは間違いだということになつていくんじゃないですか、大臣のいまの御趣旨は。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは援護局長からたびたび申し上げてありますように、靖国神社はなくなつた方々の霊を祭るといふ社会通念で出ておるわけでございます。遺家族の方々の処遇の上からいつても私は適当なものと考えておるわけでご

ございます。しかも、靖国神社だけじゃございません。そのほかの団体等からも御要請がございますれば、必要に応じ資料を提供する、こう私は申し上げておるだけでございます。事実、そういうものはないというだけでございます。

○小笠原貞子君 私、未来のことを言っているのじゃなくて、現実には靖国神社からの要求しかないという立場に立って、こういうところに具体的にそういう援助を、公金を使いそして公の事務としてやっているということについて、少しそのところはおかしいんじゃないかというのが私の言っている筋なんです。先ほどから何度も強調なさいますように、靖国神社が独自に靖国神社の立場でお祭りになるというように、靖国神社が独自に靖国神社の立場として当然だと思ふんですね。そうすれば、私は靖国神社の立場として、独自に遺族の方とお話し合いをなすって、そして祭神にするかしないかというのをおきめになればいいのに、そこに厚生省が積極的に援助をするという名目で、具体的には靖国神社の問題に相当深入りしていらつしやるということを言わざるを得ないわけなんです。だから私は、こういうような調査通知というものを発されて、そして全国的にこれを役所の立場でするといふようなことは、当然やめていただきたいと思ひます。

それからまた、時間がないから続けて、重ねて言ひますけれども、先ほどおっしゃっていた四十六年度に何回か接待を受けた、これはおかしいというふうにお認めになつたわけですけども、そうしたら、それは悪かつたというんで済ますのか、それともそのことについてはけじめをつけて、当然そのときにはどれぐらいかかつたか、お払いになるおつもりはあるのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員（高木玄君） 先ほどお答えしましたように、おそれなく靖国神社側の好意といひますか、それによる儀礼的なものだったと思ひます。しかし好ましいことではございませんので、今後そういうことが絶対ないように戒めます。

○小笠原貞子君 いままではいいんですか。しようがないの。——御好意だったからということであれば、幾らだつて御好意なんです。御好意だからいただきます、といへば、いままでの汚職、腐敗みんな御好意でやられてるのですよ。くれなん言つてもらつた人はいないのですよ。向こうから持つてきたと。そういう姿勢がいままで大きな問題になつてきたし、このところ、やはり何と言われようと、靖国神社と厚生省の立場というものはものすごく癒着していることをはつきり私

は言わざるを得ないわけですね。御好意だからいたいただきました、今後はやめます。それで済むものですか。こういうような、具体的に言えば全くひどい癒着ぶりが、この靖国神社問題の背景として、そこに何かあるかということが大きな問題になつて論議されるような状態になつたと私は考えざるを得ないわけなのです。全くそれについて何にも反省もないと、こうおっしゃるのですか。もし、それならそれでけっこうでございます。また次の問題にいたします。

○政府委員（高木玄君） 先ほど申しましたように、この会議におきまして、夕食の提供を受けましたことは先方の好意による儀礼的なものだと思ひますけれども、好ましくないので、以後は絶対にそういうことがないように厳重に注意いたします。

○小笠原貞子君 おかしいと思わないところにおかしいところがあるのですか。大臣どうですか。

○国務大臣（齋藤邦吉君） 私も先ほど申し上げたとおりでございまして、好ましいことではございませんから、大いに反省をいたしまして、今後はさようなことのないように戒めてまいります。

【四五七】第七十一回国会衆議院内閣委員会議録第三十九号（昭和48年7月6日）

（発言者） 三原朝雄（委員長）

【敬称略】

〔議事進行〕と呼ぶ者あり

○三原委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○三原委員長 速記をお願いします。

〔発言する者多し〕

○三原委員長 不規則発言を禁止いたします。

次回は、来たる十日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

【四五八】第七十一回国会衆議院内閣委員会議録第
四十一号（昭和48年7月13日）

（発言者） 越智伊平（委員）
三原朝雄（委員長）
〔発言順。敬称略〕

○越智（伊）委員 議事進行について委員長にお尋ねをいたした
と思います。

先般わが党の竹中議員が発言をいたしまして、委員長は速記
をとめるし、正規の審議にはなっておりませんけれども、皆さ
ん周知のとおりでございます。そして私どもは、靖国法案を早
く提案理由の説明をしていただくようお願いをいたしまして、
理事の先生方にもお願いをいたしまして、話し合いをするから
しばらく待って、こういうことでございますけれども、ちょうど
一週間たちましたが、いまだに結論が出ておりません。そして
われわれは毎日公報を見て、きょうはきょうはと待つておりま
すけれども、一向に進んでいないのが現実でございます。

そこで私は、いまの段階でどうなっておるか、委員長にお尋
ねをいたしますとともに、早くこの上程をしていただいている審議
の場にのせていただく、このことを要望したいと思えます
ので、その後どうなっておるか、また見通しがどうかであるか、
このことを、会議に入る前に、委員長からひとつここで御説明
を簡単にいただきたい、かように思うのでございます。（拍手）

○三原委員長 このことにつきましては、速記をとめて竹中委
員はじめ皆さん方に申し上げましたように、あくまでも国会審
議のルールにのせて運営をいたしたいということを申し上げま
した。お話のとおりです。その後皆さん方のそうした御要望も
ございますので、理事会のありますたびに御相談を進めており
ますが、各党も、多年にわたりますきわめて重要な法案なもの
ですから、党内の御意見等を伺いながら、党を代表して理事会
で御相談をしておりますけれども、まだ話し合いがつか
なく段階になっておりません。したがって、先ほども理事会で出
ましたが、本委員会終了後、またあらためて理事懇談会を開い
て御相談をするということでございますので、もうしばらく理
事会におまかせをお願いしたいと思います。

○越智（伊）委員 いま御説明がございましたが、ルールにのせ
ると。ルールにのせるということは、国会法なり衆議院規則な
りにちゃんとございますので、もちろん理事さんが話し合いを

していただくことはけっこうでございますけれども、いつまで
もそのことよって審議ができないということでは困りますの
で、なるべく早急にひとつやっていたきたい、かように思い
ます。そして結論を出していただく。あるいは結論が出ない場
合には、この委員会にはかつてひとつ進めていただくようにお
願いをいたしたい、かように思いますが、委員長いかがござ
いましょうか。

○三原委員長 そういう御趣旨を十分受けとめまして、理事会
でまたよく御相談いたします。おまかせ願いたいと思います。

【四五九】第七十一回国会衆議院内閣委員会議録第
四十三号（昭和48年7月16日）

（発言者） 受田新吉（委員）
奥野誠亮（国務大臣。文部大
臣）
〔発言順。敬称略〕

○受田委員 もう一つ、これでおしませんが、実はこの
間から当委員会ではいろいろとハブニングが起こっております。私、
靖国神社法案をめぐって、いろいろと若い皆さんの気持ちはよ
くわかる。要望も出ておるのですが、しかし、それが非常に熱
烈なあまり、力があふれるようになつておるという
こともあるのでございますが、私は自民党が出されている靖
国神社法案というものの審査以前の問題が一つあると思うん
です。あなたは宗教法人を担当している文部大臣ですね。つまり、
宗教法人靖国神社をあなたは所管されている国務大臣と見るが、
そのとおりですね。

○奥野国務大臣 宗教法人の関係は文部省の所管になっており
ます。

○受田委員 そこで、法案審査の前の問題が一つあるんです。
何となれば、あなたが御所管されている宗教法人靖国神社を国
家護持にしたいと、自民党は法案をいま用意されておる。まだ
ここで趣旨説明してない。赤紙で第一線に出た、そして祖国の
ために殉じたという方々は、国家の命令で出ている。そして天
皇のためにという意味で出られた。自民党の赤紙で行ったんじ
やないんです。したがって、こうした問題に政府が真剣に取っ
組んで、あなたが御所管されている宗教法人靖国神社を国家、
国民の崇敬を受ける形に切りかえたいという御熱情をあなた自
身が持たれるならば、政府提案としてなぜこれをお出しになら
ないのか。審査以前の問題として私は疑義があるんです。この
問題は、私は委員長にもその点は申し入れて、政府自身とし
て、あなたがいまは担当の国務大臣だから、閣議で自民党案を
政府案に切りかえるくらいの配慮が要る。特にこうした信仰の
問題などというものは、一党一派の問題でなくして、国民全体
の問題という意味からならば、できるだけ多数の人が協力でき
るような関係にこれを育てていくという責任は政府にある。自
民党政府としてこれをどうして取っ組まなかつたのか、担当国
務大臣として御答弁を願いたい。

○奥野国務大臣 私は、不幸なことだと思わなくては、国の防衛の問題などにつきまして、大きく国論が割れているわけでございます。たいへん不幸なことだと思えます。同時にまた、この靖国神社を国家の手で守るといふ問題につきまして、従来からかなり大きく国民の考え方は割れているといふのがいまの姿でございます。やはりこういう問題につきまして、なるだけ早い機会に国民合意の道を見出していくということが、政治の大きな私は課題だと考えるわけでございます。そうしますと、政党内でいろいろ話し合いをする、また政党が問題を提示しているいろいろな話し合いの場をつくっていくということも、私は非常に大切なことじゃないだろうか、かように考えているわけでございます。

○受田委員 あなたは担当国務大臣です。現在の宗教法人靖国神社、その国務大臣でございますから、私はいま法律案の審査の以前の前提の問題として、いま現に自民党からこれが出されるようにしているというところ、党内で党利党略的な色彩がある、これはむしろ政府として提出されるべきだ、そういう感じは私は持っているわけなんです。そういふ意味で、なぜこれを政府提案にできないのか。たとえば憲法問題とかその他で、法制局の内部等で異論があるというふうなので政府提案にできないのか。私は、あなたが担当国務大臣であるだけに、この問題は閣議で急いで政府提案に切りかえらることを提案して、あなた方は自民党政府でありますから、そうして日本の政府が提案するということにいまからでも切りかえができるのか、できないのか。こういうことは閣議で主張しても、いまからまだ余裕があるのです。もう自民党だつて、いまこれを今国会で通すという意思がないこともはっきりわかつておる。したがって、そうならば、自民党のために考えるんでなくして、政府提案ですなにおに国家、国民のためにこの問題を考へてあげるといふのを、いまからでも主管大臣として閣議で決定されることのできるかどうか、不可能か、これをひとつ。まだあした閣議がある。それから金曜日に閣議がある。来週の火曜日にも閣議がある。しかし来週は間に合いません。あすか金曜日にやれるかどうか。私は、この問題をあえて法案審査の前の問題として、一応おただしを申し上げておきます。

○奥野国務大臣 これは考え方の違いかもしれませんが、いまも申し上げましたように、防衛の問題一つにつきましても、大きく考え方が割れているわけでございます。そういう際に、またこの靖国神社の問題につきましても、政府側から提案をし

ていくということです。なり話し合いが進行するような姿であるなら、非常に望ましいと思つてございませぬけれども、なかなかいまの姿のままでは容易ではございませぬ。そうしますと、いまおっしゃいましたように、国民の間の合意、国民の間で話し合いの機運をつくる、そうなりますと、政府から持ち出すよりも政党から持ち出されるほうが、いまの場合としてはそういう道をつくりやすいんじゃないだろうか、こう私は考えておるわけでございまして、考え方の違いかもしれませぬ。また、おっしゃっているような方向も一つかもしれないけれども、逆に私は、そのことは対決を深めるんじゃないだろうかという心配もしておるわけでございます。

○受田委員 私、きのう靖国神社へ、夜、宿舎へ帰るときお参りしておつたら、こういうことを放送しておる、靖国神社は。この靖国神社法案は野党があげて反対をしておる、自民党は一生懸命にやろうとしている、皆さん自民党の提案に御賛成ください、野党はこぞって反対であります、神社そのものでそんな放送が行なわれておる。こういうように、神社そのものが挑戦的にどんどんやつておるというふうなところを見ると、私はさびしい感じがします。お国のためになくなられたまたまたちのお祭りの晩に、政党内の対立を浮き彫りするような放送が参拝者の全員に放送されておるのです。これはお国のためになくなられたまたまたちに対してほんとうに申しわけないことだと私は思うのです。

そういうところで、自民党案というこの議員提案というものを引つ込められて政府案にすべきだ。あなたは文部大臣として逃げておる。むしろ自民党案にしたほうがいいと、担当の国務大臣として、宗教法人靖国神社を扱っておられる大臣として、あなたは責任のがれをされておる。法律案の提案者を見るとあなたのお名前がない。国務大臣であるからならぬ。三原委員長の名前もない。全部私は読んでみたところが、なるほどないんだな、これが。つまり責任をのがれておる。日本国名で赤紙をもらい、日本国名で、日本国民で勲章をいただいております。そういう意味で私は、日本国政府として当然あなた方がこれをお出しになる性質だ。逃げておられるということは非常に不愉快です。

私がいま申し上げたことでもう一度閣議に提案して、担当国務大臣として政府提案に切りかえられないか、御努力される御意思ありやなしやを伺つて質問を終わります。

○奥野国務大臣 受田さんの気持ち、私よくわかる気がいたします。よくわかる気がいたしますけれども、いま文部省法案幾つか提出させていただいております。私はどうしてこの法案に反対なのか理解に苦しむのですけれども、やはり政府が提出しておるためにむしろ強い反対を受けておるのじゃないかなという気持ちさえ、ときには起こるのです。そういう際に、またこの靖国神社の法案を政府が提出するよう努力をします場合に、一体どういふことになるんだらうかということについてたいへん疑問を感じざるを得ない。したがって、私は、今日の時代におきましては、ぜひ政党内で話し合いを続けていただくという姿が一番適切ではなからうか、こういう考え方に立つておるのでございます。

○受田委員 いや、私は政府提案を希望するわけなんです。それからちよつと、あなたは、これがもし政府案になったら、文部省の所管になるとお考えなんですか。従来、法案がごたごたしておるから、政府案にすると文部省案の何かと一緒に流れると思われませんか。文部省の提案になりますか、政府案とすれば。

○奥野国務大臣 これはその際によく相談をし合つてきめることだろうと思つておる。いまどこの所管の法案になるというふうなことについては考えてはおりませぬ。

○受田委員 終わります。

【四六〇】第七十一回国会衆議院内閣委員会議録第
四十四号 (昭和48年7月19日)

(発言者) 三原朝雄 (委員長)

倉石忠雄 (議員)

〔発言順。敬称略〕

○三原委員長 次に、橋本登美三郎君外十名提出にかかる靖国
神社法案を議題といたします。

靖国神社法案

靖国神社法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条―第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条―第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条―第二十四条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条―第三十三条)
- 第六章 監督(第三十四条・第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条)
- 第八章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則 第一章 総則

(目的)
第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対
する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これ
を慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてそ
の偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)
第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたの
は、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したの
であつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈して
はならない。

(戦没者等の決定)
第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者
等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出
に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)
第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をす
る等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなけ
ればならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の
後でなければ、これをもって第三者に対抗することができな
い。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに
類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の
不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神
社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内
及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して
靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職
務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、
理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、三年とする。ただし、補欠の役員は、任期は、
前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができず。

(役員は、再任されることができず。)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることがで
きない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執
行を受けることがなくなるまでの者

(役員は、再任されることができず。)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る
役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を
解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が
次の各号の一に該当するとき、その役員が役員たるに適し
ないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められると
き。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとき
は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員は、再任されることができず。)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は
自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣
の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項につい
ては、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖
国神社を代表する。

(職員は、再任されることができず。)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律
第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公
務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議
員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けるべき業務
 五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更
 六 第三十條に規定する借入金
 七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等
 八 その他規程で定めたる事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に
 応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べ
 ることができる。

（評議員）

第二十條 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者
 のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任
 期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当
 するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めると
 きは、その評議員を解任することができる。

（評議員会の会議）

第二十一條 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事
 を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数
 のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その
 他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて
 定める。

第四章 業務

（業務の範囲）

第二十二條 靖国神社は、第一條の目的を達成するため、創建
 以来の伝統をかえりみつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるため
 の儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその業績をたたえ、これに感謝するた
 めの儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受
 けて、第一條の目的を達成するために必要な業務を行なうこ
 とができる。

（業務方法書）

第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、
 内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更し
 ようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

（規程）

第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要
 があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を
 定めることができる。これを変更しようとするときも、同様
 とする。

第五章 財務及び会計

（会計年度）

第二十五條 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、
 翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十六條 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画
 を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を
 受けなければならない。これに重要な変更を加えようとする
 ときも、同様とする。

（決算）

第二十七條 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三
 十一日までに完結しなければならない。

（財産目録等）

第二十八條 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、こ
 れに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意
 見をつけて、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、
 その承認を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十九條 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業
 務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
 二 銀行への預金又は郵便貯金
 （借入金）

第三十條 靖国神社は、借入金（当該会計年度内の収入で償還
 する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、内閣総理
 大臣の認可を受けなければならない。

（財産の管理及び処分等）
 第三十一條 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財
 産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理を
 しなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財
 産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内
 閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（経費の負担等）

第三十二條 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内
 において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を負
 担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算
 の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の
 一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要
 する経費の一部を補助することができる。

（総理府令への委任）

第三十三條 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務
 及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

（監督）

第三十四條 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認
 めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要
 な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五條 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要が
 あると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告
 をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立
 ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を
 検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身
 分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために
 認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

（大蔵大臣との協議）

第三十六條 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大

蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目

一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二条 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社

社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時に於いて宗教法人靖国神社に奉斎されていた人人は、第三条の手續を要しないで、靖国神社の成立の時に於いて同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以後の最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前に」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)附
審議会	則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社 靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

第二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八年法律第 号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

理由 戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目

的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

○三原委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。倉石忠雄君 ○倉石議員 ただいま議題となりました靖国神社法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。現在の靖国神社には、創建以来祖国のために殉ぜられた約二百数十万にのぼるといふ方が奉斎されているのであります。私どもは、これら戦没者等の英霊に対して全民族的な尊崇の念をあらわすために、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえ、その偉業を永遠に伝えることは、国民として当然な

さなければならぬ事柄であると思っております。したがって、靖国神社を国民の名において、かつ国民の負担において守ること、すなわち靖国神社を国家護持することは、英霊に対する国民の尊崇の念にこたえるゆえんでもあり、また、国としても当然な事柄であると思っております。

靖国神社の国家護持は、多年にわたる国民の熱望であり、国会に対する請願も、たびたび繰り返して行なわれてきたのであります。われわれは、これらの熱望にこたえ、多年の懸案であった靖国神社の国家護持を確立するため、靖国神社法を制定することが必要であると決意するに至った次第であります。

御承知のとおり、終戦直後の昭和二十年十二月、連合国軍総司令部の覚書に基づき、宗教法人令が制定され、その改正により靖国神社は宗教法人とされ、その後昭和二十六年四月の宗教法人法の制定に伴い、靖国神社は同法の認証を受けて、宗教法人靖国神社として現在に至っております。さきに述べましたように、靖国神社の国家護持を確立する場合において、今のままの姿において靖国神社の国家護持の実現をはかることは、日本国憲法が規定している信教の自由の保障や政教分離の原則に照らしますと、種々検討を要する問題があると考えられるのであります。したがって、われわれは、これらの点に関して、多年にわたり、各方面のいろいろな意見をも徴し、慎重に調査研究を重ねてきました結果、靖国神社が宗教団体であるとされることがないように配慮いたしました。本

法案を作成し、ここに靖国神社法案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして、御説明申し上げます。

第一は、靖国神社の目的についてであります。靖国神社の国家護持をはかるために、前に述べた趣旨に基づきまして、靖国神社の目的を次のように定めました。すなわち、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もって戦没者等の偉業を永遠に伝えることをその目的といたしました。

第二は、靖国神社の名称についてであります。本法案において靖国神社という名称を用いましたのは、靖国神社の創建以来、その名称が国民の間に広くなじんでいる点を考慮いたしまして、その名称を踏襲することが適当であると考えたからであります。しかしながら、このことは、靖国神社を宗教団体としようとする趣旨のものではありませんので、この点を明記することとしたしました。

第三は、戦没者等の範囲に関してであります。戦没者等の範囲につきましては、その基準を政令で定めることとし、その基準に従いまして、靖国神社から申し出がありましたものにつき、内閣総理大臣がこれを決定することとしたのであります。

第四は、靖国神社の非宗教性についてであります。靖国神社の国家護持は、あくまでも憲法の趣旨に適合してなされるべきものであることは当然でありますので、そういう見地から、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない旨の規定を設けたのであります。すなわち、靖国神社が宗教的活動をしないことによつて、靖国神社は宗教団体としての性格を持たないものとしたのであります。

第五は、靖国神社の行なう業務に関してであります。靖国神社は、その目的達成のために、戦没者等の名簿等を奉安し、戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めまたはその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行ない、あるいは施設を維持管理する等の業務を行なうものとしたしました。なお、その目的達成のために必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、これらの業務以外の業務をも行なうことができるといたしました。

第六は、靖国神社の役員、評議員会並びに財務及び会計等についてであります。靖国神社の役員として、内閣総理大臣の任

命する理事長及び二人以内の監事並びに内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する五人以内の理事を置くこととし、これらの役員欠格事項、解任事由等必要な規定を設けることとした。

次に評議員会であり、十人以上の評議員で組織する評議員会を靖国神社に置き、靖国神社の予算、業務計画等の重要事項については、理事長は、評議員会に諮問して、その意見を聞かなければならないこととしております。なお、財務及び会計に関しては、予算、決算、財産の管理処分等についての内閣総理大臣の認可、承認その他所要の規定を設けることといたしました。

第七は、靖国神社の業務に要する経費に關してであります。靖国神社は、宗教的活動をしてはならないこととなり、宗教団体としての性格を持たないこととなりますので、国等においてこれに財政的援助をすることは差しつかえないものと考えております。したがって、靖国神社の業務に要する経費については、その一部を国が負担することをたてまえとし、さらに国または地方公共団体において、その経費の一部を補助することができる道を開くことといたしました。

第八は、靖国神社の設立に關してであります。この法案におきましては、靖国神社の役員となるべき者に設立に關する事務を行なわせることとしたしましたが、その設立については、まず、現在の宗教法人靖国神社の自発的な申し出が必要であることといたしました。そして靖国神社が行ないます儀式行事等につきましても、これがきわめて重要な事項でありますので、その大綱については、本法案の趣旨に沿いますよう、内閣総理大臣が、靖国神社審議會に諮問して決定することといたしましたのであります。

右の靖国神社の儀式行事等の大綱の決定がありました後、所要の設立手続が完了しました暁には、本法案による靖国神社が成立することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○三原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

【四六一】第七十一回国会衆議院内閣委員會議録第五十一号(昭和48年9月25日)

(発言者) 三原朝雄(委員長)

〔敬称略〕

○三原委員長(略)

国土総合開発庁設置法案、内閣法等の一部を改正する法律案及び、橋本登美三郎君外十名提出、靖国神社法案、(発言する者、離席する者多し)以上の各案につきましても、議長に対し閉会中審査の申し出をいたしました旨と存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。——起立多数。よって、各案について閉会中審査の申し出をすることに決しました。(略)

【四六二】第七十一回国会衆議院議院運営委員會議録第五十九号(昭和48年9月27日)

(発言者) 海部俊樹(委員長)

〔敬称略〕

○海部委員長(略)

次に、各委員会からの閉会中審査申し出の件についてであります。お手元の印刷物にありますとおり、懲罰委員会を除く各委員会から閉会中審査の申し出が参っております。

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、国土総合開発庁設置法案(内閣提出第二三三号)
- 二、内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
- 三、靖国神社法案(橋本登美三郎君外十名提出、衆法第三二二号)
- 四、行政機構並びにその運営に關する件
- 五、恩給及び法制一般に關する件
- 六、国の防衛に關する件
- 七、公務員の制度及び給与に關する件
- 八、栄典に關する件

(略)

○海部委員長 右各件は、本日の本会議において閉会中審査の議決をするに御異議ありませんか。

○海部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

【四六三】第七十一回国会衆議院会議録第六十五号
(一) (昭和48年9月27日)

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(前尾繁三郎君) おはかりいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会並びに災害対策特別委員会外七特別委員会から、閉会中審査いたしたいとの申し出があります。

各委員会閉会中審査申出案件

内閣委員会

- 一、国土総合開発庁設置法案(内閣提出第二三三号)
- 二、内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)
- 三、靖国神社法案(橋本登美三郎君外十名提出、衆法第三二号)
- 四、行政機構並びにその運営に関する件
- 五、恩給及び法制一般に関する件
- 六、国の防衛に関する件
- 七、公務員の制度及び給与に関する件
- 八、栄典に関する件

(略)

○議長(前尾繁三郎君) 各委員会から申し出のあった案件中、まず、内閣委員会の申し出にかかる国土総合開発庁設置法案、内閣法等の一部を改正する法律案、及び靖国神社法案、社会労働委員会の申し出にかかる優生保護法の一部を改正する法律案、建設委員会の申し出にかかる工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律案、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案、及び国土総合開発法案、公害対策並びに環境保全特別委員会の申し出にかかる富土地域環境保全整備特別措置法案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、さよう決定いたしました。

(略)

【四六四】七十二回国会衆議院内閣委員会議録第十八号(昭和49年4月4日)

(発言者) 徳安實藏(委員長)

[敬称略]

○徳安委員長 内閣提出、第七十一回国会閣法第二三三号、国土総合開発庁設置法案、同第二七号、内閣法等の一部を改正する法律案及び橋本登美三郎君外九名提出、第七十一回国会衆法第三二二号、靖国神社法案の各法律案を議題といたします。

国土総合開発庁設置法案

内閣法等の一部を改正する法律案

靖国神社法案

[本号末尾に掲載]

○徳安委員長 各案につきましては、第七十一回国会におきまして、趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(略)

靖国神社法案

靖国神社法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条―第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条―第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条―第二十四条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条―第三十三条)
- 第六章 監督(第三十四条・第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条)
- 第八章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にちなみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものとは解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができず。

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員解任)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(職員の任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員地位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けなければならない業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十條 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一條 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数

のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二條 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその業績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三條 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。(規程)

第二十四條 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五條 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六條 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七條 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三

十一日までに完結しなければならない。

（財産目録等）

第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見を付けて、決算完了後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（余剰金の運用）

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

（借入金）

第三十条 靖国神社は、借入金当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除くをしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（財産の管理及び処分等）

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（経費の負担等）

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二条の業務に要する経費の一部を補助することができる。

（総理府令への委任）

第三十三条 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に必要事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

（監督）

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要

な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

（大蔵大臣との協議）

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

（罰則）

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

反したとき。
第三十九条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（靖国神社の設立）

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社（以下「宗教法人靖国神社」という。）は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができるとする。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会（以下「審議会」という。）に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以上をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、

政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二条 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(経過規定)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時に於いて宗教法人靖国神社に奉斎されていた人人は、第三条の手續を要しないで、靖国神社の成立の時に於いて同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以後の最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課すること

ができない。

(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社審議会	靖国神社法(昭和四十七年法律第号)附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
---------	---

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十七年法律第号)
------	-------------------

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十七年法律第号)
------	-------------------

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十七年法律第号)
------	-------------------

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十七年法律第号)
------	-------------------

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「

靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十七 靖国神社が靖国神社法(昭和四十七年法律第

号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

理由

第二百九十六條第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

.....

理由

戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その業績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

【四六五】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第二十二号（昭和49年4月9日）

（発言者） 徳安實藏（委員長）
〔敬称略〕

○徳安委員長 これより会議を開きます。
橋本登美三郎君外九名提出に係る靖国神社法案を議題といたします。

日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の委員諸君が御出席になっておりませんので、正規に事務局をして出席を要求させていただきます。しばらくお待ちください。

○徳安委員長 日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各委員諸君に出席をお願いいたしました。出席がありません。まことに遺憾に存じます。

やむを得ませんので、本日は、この程度にとどめ、次回は、明十日水曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

【四六六】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第二十一号（昭和49年4月10日）

（発言者） 徳安實藏（委員長）
三塚博（委員）
〔発言順。敬称略〕

○徳安委員長 これより会議を開きます。

橋本登美三郎君外九名提出に係る靖国神社法案を議題といたします。

日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の委員諸君が御出席になっておりませんので、正規に事務局をして出席を要求させていただきます。しばらくお待ちをお願いいたします。

○三塚委員 議事進行……。

○徳安委員長 三塚君。

○三塚委員 それでは議事進行で発言させていただきます。昨日来、当委員会、委員長によって招集されてきたわけでございますが、昨日も審議に至らず、本日、さらに委員会が招集をされたわけでございますが、全然審議が行なわれる様子が見えません。野党の諸君、いま委員長の言で、出席要求をなされておるようでございますが、野党の諸君が出てこれないからといって、この審議が全然行なわれないということでありまして、本来の国会運営の本旨に反するはざでございます。

そういう意味で、議題は、靖国神社法であり、特に、わが党にとりましては、議員立法という政党政治の根幹に関する重要な法案でございますので、この法案が、そういう野党の抵抗によりまして審議ができませんということになりますと、きわめて今後の国会運営に暗影を投げかける問題であるというふうにかえるものでありますから、この審議は、早急に促進されるようをお願いを申し上げます。

万が一、野党が要請をしても出れないということであれば、これは直ちにやはりその時点の判断をお願いを申し上げます。審議に入られるように、適正な措置をとられますようお願いを申し上げます。

○徳安委員長 いまの趣旨は、理事会にはかりまして善処いたします。

○徳安委員長 日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の各委員諸君に出席をお願いいたしました。出席が

ありません。まことに遺憾に存じます。
やむを得ませんので、午後四時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後四時三十分開議

○徳安委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次回は、明十一日水曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

【四六七】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第二十二号(昭和49年4月11日)

(発言者) 徳安實藏(委員長)
越智伊平(委員)
〔発言順。敬称略〕

○徳安委員長 これより会議を開きます。
越智君。

○越智(伊)委員 議事進行について発言をいたします。
一昨日から三日間、こういう状態が続いているわけなんです
が、今後、当内閣委員会は、理事会を十時に開いていただいて
十時三十分、まあ五分や十分のことを申し上げるわけではござ
いませぬけれども、長くかかるようでありましたら、理事会を
打ち切っていただいて、委員会へはかつて、すみやかに審議に
入るように、特に先日来、靖国法案が上程されておるわけです
から、実質的に靖国法案をすみやかに審議するようにお願い
したいと思います。

○徳安委員長 ただいまの動議といえますか議事進行に関する
御発言、よくわかりますから善処するようにいたします。

今朝来、理事懇談会を開き、理事会も開きました。野党の諸
君にも入ってもらって話をしました。何とか円満に議事の運営
をしたいということで努力したわけですが、何日も、何日も、こ
うして議題を掲げながら実質審議に入らない、これは、まこと
に諸君には申しわけないと思っております。入りましたら、事
が成就するように運営したいという気持ちで努力しておるわけ
であります。それが事、志と違って、何日もこのままになつ
ておることは、ほんとうに申しわけありません。

しかし、きょうは、理事会にも野党の諸君が入ってきたわけ
ですから、明日は十時から、また理事会を開きまして、隔意の
ない意見を交換して、そこでなるべく御期待に沿えるような措
置に出ることに話し合いをいたしますから、どうぞその点は御
了承いただきたいと思います。

次回は、明十二日金曜日、午前十時理事会、十時三十分より
委員会を開くことにいたしました。本日は、これをもって散会
したいと思います。

【四六八】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第二十三号(昭和49年4月12日)

(発言者) 徳安實藏(委員長)
中山正暉(委員)
〔発言順。敬称略〕

○徳安委員長 これより会議を開きます。……(発言する者、
離席する者多く、聴取不能)許します。中山正暉君。

○中山(正)委員 靖国……(聴取不能)

〔発言する者多く、議場騒然〕

○徳安委員長 ……(発言する者多く、聴取不能)散会いたしま
す。

【四六九】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第二十八号(昭和49年5月10日)

(発言者) 東中光雄(委員)
山中貞則(国務大臣(防衛庁
長官))
高瀬忠雄(政府委員。防衛庁
人事教育局長)
丸山昂(政府委員。防衛庁長
官(官房長))
奥田敬和(委員長代理)
〔発言順。敬称略〕

○東中委員 防衛庁長官にお伺いしたいのですが、自衛隊が部
隊として特定の宗派の、あるいは宗教の宗教活動に参加するこ
とは、許されないことだと思っておりますが、その点どうい
うふうにお考えになっておりますか。

○山中国務大臣 憲法第二十條第三項「国及びその機関は、宗
教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」とい
うことありますから、いま、おっしゃる限りにおいては、やっ
てはならないということでありませぬ。

○東中委員 実は、この間、四月の二十一日に、静岡市の榎木
にある護国神社で、第四回戦没者慰霊祭と慰霊軍歌祭が催され
ました。これに航空自衛隊浜松南基地司令、同時に、第一術科
学校の校長さんである小川英人空将の代理という資格で山崎辰
哉一空佐が参加をしております。さらに術科本部長の寺本光空将
の代理として黒崎隆雄一空佐が参加、また静岡の地方連絡部長
の中村達雄一陸佐が参加をしている。さらに航空自衛隊浜松南
基地の音楽隊が参加をして、この護国神社の慰霊の儀式に直接
参加をしておりますが、この点どういふうにお考えになって
おるか。

○高瀬(忠)政府委員 全般の問題から申し上げますと、一術校
長それから術科教育本部長それから地連部長に、静岡の少飛会
の会長から招待状が参りました。それで、そのとき、これは二
十一日、日曜日でございますけれども、一術校からは第一教育
部長の山崎一佐が、それから術科本部からは黒崎一佐、それか
ら静岡の地連部長に招待状が来ておりますが、地連部長ではあ
りません静岡地連の静岡市の事務所長、一等陸尉本杉という
のが出席をしました。

それで、これをどう考えるかということでございますが、これは実は、音楽隊の話が出たわけでありまして、音楽隊を派遣する、その音楽隊派遣に対する儀礼的な意味で招待がきたわけでありまして、それで、これに応ずるという考え方、まあ社会的儀礼といえますか、そういう観点で出席を考えたこと。それからもう一つは、この主催者が少飛会——少年飛行隊という宗教に関係のない団体の主催する慰霊行事であるということ、そういうことで出席いたしました。それで出席した場所におきましては、玉ぐし奉賛など行ないましたが、これも、その場にふさわしい形で英霊に敬意を表したというようなことでありまして、こういうことがありましたけれども、これは先ほどの憲法二十条の第三項、国及びその機関は宗教教育その他の行事をしてはいかぬということに必ずしも含まれないで参加したわけでありまして、直ちにわれわれは二十条第三項に違反するものではないというふうに考えております。

○東中委員 音楽隊三十名が参加をした、そして、この慰霊祭に対する行事の参加のしかたですね、それを防衛庁としては、どういうふうにつかんでおられますか。

○丸山政府委員 参加のしかたというのは、スケジュールの中でどういう組まれ方という御趣旨でございましょうか。そういう御趣旨でございまして……。

○東中委員 行事の中で何をやったかということですが、一部のほうは英霊に対します礼拝ということが主になっております。それから二部のほうは歌祭りでございます。一部の式次第の中で、国歌の斉唱、それから慰霊のための軍歌、それからこれは「山の幸」「海の幸」という慰霊奏楽がございまして、こういうものを奏楽をした。以上でございます。

○東中委員 二部ではなくて、一部の儀式を主宰したのだけですか。主催者は少飛会ですが、礼拝の儀式の主宰者はだれでしたか。

○丸山政府委員 ただいまおっしゃっておるのは、祭主のことだと思えますけれども……。

○東中委員 それじゃ、端的に聞きますと、要するに、神主さんが主宰したのじゃないかと言っているのです。そうでしょう。

○丸山政府委員 ですから、ここの祭主だろうと思えますが、調べませんとわかりません。

○東中委員 神社で、そして、いま言われた英霊という観念自体が、これは宗教的な観念です。ある宗教では英霊慰霊とい

ある宗教では英霊慰霊という概念、そういうものはないというふうになっていくわけですね。これは宗派によってみんな違うわけです。キリスト教や仏教では、普通は慰霊あるいは英霊に礼拝するとか、そういうことはやらないわけですね。そういうのはないわけですね。神は神であって、英霊という概念は出てこないわけですね。これが神道では英霊というわけですね。それで、私、この護国神社は宗教法人の護国神社、その宗教法人の護国神社で神主が主宰するその礼拝の儀式というのは、これは、まさに宗教活動そのものなんです。それに今度は自衛隊が参加をして、そして「海の幸」、「山の幸」、こういった演奏をやって、それと一体になって玉ぐし奉賛という宗教行為が行なわれておる。こういう経過になっておると思うのですが、これは、まさに宗教儀式そのものに参加しておるということになるわけでありまして、その点、そういう事実を防衛庁としては、お認めになるかならぬか、いかがでしょうか。

○丸山政府委員 宗教活動という中身が、どういふものを意味するかということ、これは一つ問題があると思うのであります。ただいま御指摘になりましたように、たまたま護国神社が会場に使われて、この行事を主催いたしましたのは、静岡の少飛会という、元少年飛行兵出身の方々が結成されておる団体でございます。ここで少年飛行兵出身の英霊の慰霊祭をするということで、護国神社でございまして、大体この式の次第を見ても、いわゆる神式の行事のように私には受け取れるわけでございますが、ただ、いわゆるこれが宗教活動であるというふうには断定をしてよろしいかどうかという点については、私も宗教活動ではないというふうには判断しているわけでございます。

○東中委員 宗教活動であるかどうかということ、これをきめるのは、基準をあなた方はどういふふうに通っているのですか。

○丸山政府委員 やはり宗教でございまして、その宗教の趣旨を布教宣伝するというのが、やはり宗教活動ではないかと思っております。私どもの生活の中にじみ込んでおる一種の宗教的な、淵源は宗教的な淵源を持っているかと思っております。いかにいかに判断しております。

○東中委員 えらいたいへんなことをおっしゃっているわけですが、それじゃ、いま宗教法人靖国神社がありますね。九段にある、現にある宗教法人靖国神社、ここへ自衛隊が部隊として音楽隊を練り出して、そして大祭に参加をして、その大祭の式

次第の中で構成メンバーになって、そして「海の幸」とか「山の幸」とかいうような軍楽を演奏する、それは憲法二十条のたてまえからいって許されるという見解を、防衛庁はとっておるということですか。

○丸山政府委員 ちよつと話が仮定の話になりましたので、いまのこの静岡の護国神社のことに限定してお話を申し上げたいと思っておりますが、この場合、参加というふうには御指摘でございますけれども、この式典の主催者に私も一緒に参加をしているということではなくて、この式の進行に寄与いたします音楽の演奏、これをお手伝いしておるということ、ございまして、本来、この主催に積極的に参加しておるという趣旨とは、ちよつと違うというふうには私は考えております。

○東中委員 参加というのは、たまたまそこへ参拝するという意味の参拝じゃなくて、あなたがいままさに言われたように、手伝っておる。だから、式の進行を手伝って、構成メンバーになつておるわけですね。全部自衛隊がやっておるんじゃないかと、これは、もうわかり切つておるわけですね。しかし、その

神式——先ほど神式の行事ということばも言われましたが、神式の行事ということばは、神社神道の儀式、その儀式の進行を手伝っておるというふうな、そこへ一緒に参加をしておるわけですね。これを私たちは、護国神社という宗教法人が、いわゆる英霊を英霊として遺族の方が集まり、それを崇拝し、お参りするということをやられる、その気持ちというのはよくわかりますし、それ自体を否定しているのでも何でもない。むしろそれに、要するに国家機関が参与していくということが悪いのだ。もし、それが許されるのだったら、じゃキリストの何かミサをやっている、あるいはカソリックなら相当荘重な儀式をやりますが、その儀式に自衛隊が参加をしてもいいのかわからないことになつたら、あるいはそのほかの国家機関が参加してもいいのかわからないことになつたら、どの宗教には、神道ならいいけれども、カソリックならいかぬとか、あるいは日蓮正宗ならいいとかいうようなことになつてくれば、これはたいへんなことになりま

すね。

そういう意味で国家機関として、部隊として参加すること、これは許されぬことになるんじゃないか。そういうあなたの言われる神式の行事に、しかも、その行事の儀式の——宗教的儀式であることは、もう間違いない、神式の行事というんだから、神式なんです。正確に言えば、神社神道式行事

という意味でしょう。宗教的行事、儀式です。それに部隊として参加するというのが、憲法上かまわぬというふうな見解をいましておるんだとしたら、これは、たいへんなことになると思うのだが、この点どうでしょう。

○丸山政府委員 たまたまこの事例が、いわゆる神式的な形式で行なわれた行事でございますが、私も神式だから応援をする、そうでないから応援をしない、支援をしないというのではなくて、主催者の側からの御要望があり、かつそれが国民と自衛隊との相互理解のために大いに役立つということでございまして、積極的に音楽隊を派遣するという方針のもとに実施をしておるわけでございます。現に仏教方式でおやりのところにも派遣をしておりますし、そういう事例もあるわけでございます。宗教によって差別をしているということはないわけでございます。

○東中委員 これは、自衛隊の部隊として行っているわけですから、命令によって、職務行為として行っているということになるわけですが、そうですね。

○丸山政府委員 音楽隊は、そのとおりでございます。

○東中委員 そうすると、音楽隊は上司の命令で——自衛隊は法律上服従の義務がありますから、それに従って行かなければいけない。護国神社の式に参加して、その歌を演奏するというのが行事です。これが宗教上の行事であることは間違いないですね、護国神社ですから、護国神社の行事、儀式ですから。そういう命令があった場合に、自衛隊員、音楽隊の隊員は、それはいやですと拒否できますか、できませんか。

○丸山政府委員 これは運用の実態でございますが、神社に参拝をいたしますときも同様でございますが、これは事前に、隊員にそれに参加しなくてもいいということで選択の機会を十分与えてございます。したがって、いま御懸念のような問題は、いままで起きておりません。

○東中委員 私の言っておるのは、音楽隊の場合を言っているのですが、それは命令で行くわけでしょう。命令で行くのかから、命令を受けたら行かなければいけないということになりませんか、自衛隊法上のたてまは。その点はどうなんですか。

○丸山政府委員 ですから、いま申し上げましたように、命令を出します前に、そういう機会を与えておりますので、その行ける者について一般命令が出される、こういうことでござい

○東中委員 そうすると、その宗教的儀式あるいは宗教的行事

に、自分の信教のたてまからいって、参加したくないという人には命令を出さない、こういうことですね。

○丸山政府委員 これは、宗教的な儀式ではございませんので、問題ございませんが、いずれにしましても、実は、ごつくばらんに申しますと、鳥居をくぐるのは困るという隊員中にもおるわけですね。そういう者については強制をしない、その残余の者について命令を出して、こういうことでございます。

○東中委員 鳥居をくぐるのはいやだという人が、それはおるかもしれませんが。私なんか鳥居をくぐるのは、別に何とも思わぬけれども……。しかし私が言うのは、宗教的な——だって護国神社の祭壇のところ、護国神社の神主さんが参加をして、玉ぐし奉奠をやって……

〔発言する者あり〕

○奥田委員長代理 不規則発言はやめてください。続けてください。

〔発言する者あり〕

○東中委員 不規則発言、とめてください。

○奥田委員長代理 ちよつと静かにしてください。

○東中委員 いま護国神社の祭壇の中で、あなたの言う神式行事をやっているんでしよう、あなたの言ったこと自体でいえば、そうなんだから。神式行事をやっている、それに参加することがいやだということを言う人には命令をしない、こういうことなのかと聞いているんですよ。その点、はっきり言ってください。

○丸山政府委員 そのとおりでございます。

○山中国務大臣 ちよつとここで整理しましょうか。これは護国神社の霊大祭とか護国神社の行事が行なわれたことに参加したわけじゃありません。少年飛行隊の生き残りの方々でつくっておられる少飛会というものが、場所を護国神社をお借りして、なき戦友たちの霊を慰め、しのばれるという会をやる、したがって、自衛隊の音楽隊に協力してもらいたい——これは普通のいろんな行事に頼まれますから、その限りにおいて、戦友の集団である方々の主催によるものをお願いをされた場合には、それに応ずることはおかしくないと思うのです。ただ場所が護国神社であった、したがって、それに対して行なわれた行事は、文字どおり神道、宗教上のそういう形で行なわれたということ、結果として招かれたわけでありませぬ。しかし、ほかのものは、結果として招かれたわけでありませぬ。自衛隊が主催、共賛あるいは

共催、援助という、そういう行事についての関与するところは全くないわけですね。ただ招かれたことに対して、音楽隊を出すことについて同意を与え、そして、それに対していまおっしゃったようなことが、かりにあったとしても、これは自衛隊が宗教的な行為に対して、組織として参加して何かを行なったというケースには入らぬだろうと私は思うのです。

ことに、いやだという者は、拒否できるのだということはい——これは自衛隊法の前に優先するのは憲法です。憲法には、もう私があらためて言うまでもなく、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」ということ、これは、もうすべての国民に普遍的な基本法が示しているわけですから、この例外を自衛隊がつくるわけではない。また、つくってはならないし、つくれないわけでありませぬ。そういうことは、ただいま官房長が説明したとおりであります。

○東中委員 そうすると、命令で行くということも言われているわけですね。任意に行っているのじゃなくて、部隊として——自衛隊の行動は、全部自衛隊法に基づいて、命令で動いているわけですから、音楽隊が行って、神式の行事にお手伝いをする、官房長のことばをそのまま言えば、そういうことですが、そのことが命令でやられている、しかし、その命令を出すときに——命令というのは、強制力を持っているから命令なんです。ところが、行きたくないという者には、強制できないから命令は出さない、こういうこと、そういうふうに分けてやっているということなのかどうかということを、まず一点として確かめておきたいのです。

○山中国務大臣 繰り返しますが、自衛隊がその主催でもなければ、共催でもなければ、共賛でもなければ、後援者でもない。音楽隊を出してほしいという御要請、それに対して、まあ音楽隊というものの性格から、啓蒙宣伝等の意義を多分に持った行事に参加しますので、それに対して参加してもよろしいという判断を、当該司令が下したものと思えます。その判断に基づいて出るわけでありませぬから、その場合に、自衛隊の音楽隊といえども、当然隊としての行動をしますから、その場合において、自分はいやであるという者があれば、憲法の二十条に定めてあることに自衛隊法が優先することはできませんし、また憲法二十条を踏まえて自衛隊法も、その他の法律もすべてがあるわけですから、そういうことは實際上、強制はしていないということでありませぬので、音楽隊を出すことがいけない、いいという議論であれば、また別でありますけれども、そのことについて

は、自衛隊法上、特別に憲法に背反するような行為をとつておるとは思いません。

○東中委員 私の場合、命令で行くということ。部隊として行くということは、命令で行くのだということ。官房長、いまも首を振っておられるのだけれども、認めておられる。しかし、こういう儀式に参加することについては、長官は憲法二十条の二項があるから強制されることはないのだ、いやだという者は行かぬでいいのだ、こういうことになると、命令を拒否する権利があると言われているのか。実際上のやり方として、あらかじめ取り組むのをいやであると言っておる者には、命令を出さない。これは実際上の扱いの問題ですが、国の機関としての軍楽隊が行動を起こすことになったら、これは公務でしよう。上からの命令で行くわけでしょう。それをいやだと言つて、拒否することができるのかできないのか。できるといふ解釈に立っているのか。そのところを、はっきりしていただきたいと思つています。

○丸山政府委員 命令は、拒否できないというたてまえでござつて、理由で参加できない者は省いておるといふことが、実際の運用上の配慮でござつています。

○東中委員 そうすると、命令を出したら行かなければいけないわけですね。いやだと言つても、命令が出されたら行かなければいけないというふうには、官房長としては考えておるといふことですか。

○丸山政府委員 いやだと言つても可能性がないように命令を出すわけにござつています。

○東中委員 そうすると、一々そのことについては、命令を出す前に確かめるということですか。確かめなければ命令が出せないということになるのですか。

○丸山政府委員 実際問題として、こういうことで心配のあるケースというのは、ごくわずかでござつていますから、そういうときに限つて、慎重な手続をとるといふことではござつています。

○東中委員 自衛隊は、自衛隊員に命令を出すのについて、特定の宗教を信教の自由でそれぞれ持っているわけですから、それに参加してもいいという宗教的思考を持っている人には命令を出す、そして宗教的信条から参加したくないという人には命令を出さない、そういうふうな運用しているということになるわけですね。いま言われたのは、そういうことですね。

○丸山政府委員 本件に関する限りにおいては、御指摘のとおりでござつています。

○東中委員 そうすると、特定の宗教、信条を持っている人については命令し、また違う宗教的観点を持っている人には命令をしない。思想、信条によつて命令が出され、出されない、そういう差別が出てくることになる。そうなるでしょう。

○丸山政府委員 私は、そのような現象をたらえて、差別というべきではないというふうな考えをしております。

○東中委員 憲法の十四条だつたと思つて、人種、信条、性別、社会的身分等によつて、政治的、経済的、社会的に一切差別をしてはならない。これは、まさに信条によつて——自衛隊の職務行為としてあるのだという見解をとられる限りは、職務行為でありながら、ある信条を持つてゐる者には命令し、ある信条を持つてゐる者には命令しない、明白な差別じゃないですか。これは参加すること自体が宗教に関するものであるからこそ、そういう、いま言ひのそれをしようと思つて、命令しないようにしているんだということを言われるから、論理的にははつきりとしてそれは十四条違反の行為をやつてゐることにならざるを得ないんですよ。

きよは法制局は来てもらつてないから、場合によつては法制局に來てもらつて、その点について言ひますが、先ほど長官が、これは少飛会がやつておること、護国神社の例祭とかなんとかいふものではないと言われたわけですが、実は、この五月五日から五月八日まで新潟県の護国神社が春季大祭をやつてゐます。これに自衛隊がやはり参加をしております。これは春季大祭ですから、護国神社自身が主催してゐるわけなんです。この式次第という祭日によると、一、開扉。とびらをあける。神さまを出してくるわけなんです。二は献饌。それから、のりと、祭文奉読。それから祝電招介、玉ぐし奉奠。それから撤饌というのですか、これはあくまでも宗教上の神道のことばです。それから閉扉。とびらをしめる。こういう儀式をやるわけなんです。

【奥田委員長代理退席、委員長着席】
開扉と献饌、それから撤饌、閉扉。この儀式をやられるときに、自衛隊の音楽隊が、その式を進んでいく構成メンバーの一つとして音楽を演奏するわけです。これは五月八日にやられた行事です。

だから、主催はどうであるかということよりも、これは明白に神式の護国神社という宗教法人の儀式、そこへ直接参加をしてゐる。たまたま礼拝に行つた、招待されてあいつに行つたというふうなものじゃないわけです。これも、やはり自衛隊が

部隊として普通科連隊音楽隊二十名、新発田駐とん地内にありますが、これが参加をしておる。これは、いまの静岡の例とは違つたわけだけれども、長官はどうお考えになりますか。

○丸山政府委員 ただいま御指摘の、五月八日、新潟県の護国神社の春季例祭でござつて、これに参加をいたしました新発田の駐とん地からの隊員でござつて、新発田には音楽隊がござつていません。これは音楽同好会ということになっておりまして、参加人員十九名でござつて、これは、いづれも個人の資格で参加をしております。先ほどの静岡のように、音楽隊として、一般命令によつて出ておるといふことではござつていません。

それから、ここでの演奏曲目は、「國の鎮め」とかいふ、これは必ずしも式それ自体ばかりではござつて、演奏会で演奏をしておるわけにござつています。

○東中委員 いま、私が言つてゐるのは、演奏会でやつてゐる演奏じゃなくて、この式の中でやつてゐることは間違いないでしょうということ。

それから同好会と言われたけれども、これは私的な同好会ですか。持つておる楽器とかなんとかいふのは、私有ですか。

○丸山政府委員 式の中で演奏しておる者は若干ござつて、それから、これは、いわゆるクラブ活動的なものでござつて、同好会でござつています。

○東中委員 楽器は、私的所有かと聞いているのです。自衛隊のものでしょう。

○丸山政府委員 楽器は、職員厚生経費で購入をいたしておるものでござつて、個人持ちではござつていません。

○東中委員 公的なものじゃないですか。これは公的なもの、いわゆる軍楽隊——音楽隊ではないけれども、自衛隊の中の公的なものとして、自衛隊の援助の中でやつてゐるのじゃないですか。

○丸山政府委員 これは、御案内のように、共済組合経費でござつて、クラブ活動の、野球のミットとかバットとかいふようなものと同じ性格のものでござつて、その愛好者に貸与をされておるといふものでござつて、これは全く私的な行為であるといふふうな考えをしておられるようにもとれるのですが、自衛隊員が、そういう私的な行為として、神式の行事に十九名の者が一つの団体で参加するのは、これは問題ないというお考えのようですか。だから、そこへ参加をして、お金をもらつてもよろしい、こう

いうことになっておるわけですね。——金をもらっていますね。
○丸山政府委員 別に、出演料その他をもらっておるわけでは
ございません。無料でございます。

○東中委員 何を言っていますか。護国神社側では、交通費を
出したとはつきり言っております。どうですか。

○丸山政府委員 これは、私どもよく調べてみないとわかりま
せんが、私の聞いております限りでは、出演料などは取ってお
らない、おそらく実費弁償的なものを、主催者側のほうで出し
ておるのじゃないかと思えます。

○東中委員 これは、全く私的な行為で、それで私的に実費弁
償をもらっておる、それは防衛庁としては、全く関与しないこ
とである、特定宗教のそういう活動に参加しても、これは防衛
庁として関与しないことである、こういう見解だというふう
にお聞きしてよろしいですか。

○丸山政府委員 全く関与しないというのと、ちよつとあれでござ
いいますが、たとえば村の祭りがありましたときなんかには、
勤務時間外に——これも、やはり勤務時間外でございませぬ。勤
務時間外に村の祭りに出て、太鼓をたたいたりするということ
は、大いに奨励しております。ですから、できるだけあの地
域の住民の方々とけ合うということを指導しておりますので、
そういう広い意味では、私どもの趣旨の線に沿っておるという
ふうな考えはありますが、ただ、これが命令で動かしたのかど
うかという点についての御指摘でございましたら、そうではな
いというふうに申し上げざるを得ない。

○東中委員 村の祭りというのは、宗教法人がやるわけじゃな
いでしょ。特定の宗教儀式をやっているわけでもないでしょ
う。そんなことを、いま言っているのじゃないのです。いま言
っているのは、宗教法人護国神社、それが、その神社の祭壇の
ところで、その神式の様式に従って参加をしているということ
とについて言っておるわけで、いまは例祭、それから少飛会主
催だからいいということを先ほどは言われた。今度は例祭だけ
れども、任意だから、命令で行っておるのだからいいのだ、
こういうケースになったわけですか。

もう一つあるのです。弘前市の護国神社の大祭の場合は——
これは大祭です。この四月二十九日にあった。それで私たちは、
慰霊祭そのものに何か文句を言っておるのじゃないんですよ。
これは、その宗教活動として遺族の皆さんがやられること、そ
のこの自由は、当然保障しますし、その気持ちはよくわかる
わけですから、それを言っているのじゃなくて、それに自衛隊

が参加するというのが問題だと言っている。

この場合は、自衛隊の第五普通科連隊の音楽隊二十人ぐらい
がこれに参加をしています。これは隊として、命令で護国神社
の例大祭に参加しておるということでありますが、そういう
事実はどうですか。

○丸山政府委員 四月二十九日、青森県の護国神社の例大祭、
これに第九師団の音楽隊が参加をいたしております。

○東中委員 これは、命令で行っておりますね。

○丸山政府委員 そのとおりでございます。

○東中委員 これは、要請があつて行つたのじゃなくて、むしろ
自衛隊のほうから申し入れて、護国神社側が受け入れるとい
う形で行くことになった、そういう経過ではございませんか。

○丸山政府委員 私どものほうは、そのように承知しておりま
せん。社団法人青森県遺族連合会の会長から御要請があつて、
参加をしたというふう聞いております。

○東中委員 遺族連合会から要請があつて、護国神社の例大祭
に命令で参加をした、神社側からいえば、自分たちのほうから
来ていただきたいという要請をしたのではない、こういう経過
であります。

そこで、長官、先ほど静岡の例で申し上げているときに、少
飛会だということと、そこから要請を受け行つたことだから、
そういう前提であつたケースについては言われたわけでありま
す。しかし、いまの弘前の場合は、神社からの要請でないとい
うことは、いま言われたとおりでありますし、そして神社の大祭に
参加をしておる。しかもその大祭という神社の行事、儀式に参
加をしておる。それに参拝したというふうなものじゃなくて、
部隊の命令で行っている、こういうことになる、これは、こ
こへ参加する人は、命令ですから命令が出たら行かなければい
けない、行かなかつたら自衛隊法違反になる、こういう関係に
なつて、強制されておるといふことになるわけですか。こういう
問題について、自衛隊の宗教、特に神道に対する関与という問
題が起こつてくると思うのですが、長官どうお考えになります
か。

○丸山政府委員 ただいまの青森県の例でございますが、式に
は県知事の代理、それから弘前の市長が出て、霊に対する哀悼
の辞を述べておられます。それから、この式典の運び方でござ
います。のりとと読経が並立して行なわれております。それ
から玉ぐし奉賛と焼香が並立して行なわれておるわけござい
まして、いわゆる一つの宗教に偏したという形式ではないとい

うことでございまして、地方公共団体が行なつておる慰霊祭で
あるということと、それから——失礼いたしました。いまの
は間違いでございまして、遺族会でございまして、それに地方
公共団体の方が参列をされておる。それから式のやり方も、い
ま申し上げましたように、一つの宗教儀式に偏した形ではない
というようないことがございます。

まあ、いずれにいたしましても、私どもは、これには、先ほ
ど一番最初に申し上げましたように、お手伝いをするというこ
とであつて、その行事自体の主催者もしくはそれに準ずる参加
者という形ではございませんで、憲法違反の問題については、
問題にならないというふうな考えをおるわけでございます。

○山中国務大臣 これは、あなたのほうで認められたように、
護国神社のほうで来てくれと言われたものではないので、遺族
会が慰霊祭を行なうということで、遺族会の御主催に対して協
力を申し上げたということでありませぬから、直接の宗教活動に
援助したということではないのじゃないでしょうか。

○東中委員 これは、護国神社の例大祭です。護国神社の例
大祭で遺族会が主催しているわけですか。それはそうですよ、主
催はどこかありますよ。しかし、例大祭であることは間違いな
い。

○山中国務大臣 神社のほうは招かなかつたと言っているんで
しょう。だから、遺族会の方が主催されて行なわれたわけだ
から、場所が護国神社であつたということでありませぬ、遺族
会が音楽隊を出してくれとおっしゃれば、それがいかぬかどう
かの問題は、宗教活動と関係ないと思うんです。

○東中委員 護国神社から要請をしたのではなく、来てくれと
言ったのではなく、自衛隊のほうから護国神社のほうへ、そ
ういうふうな軍楽隊として参加をするということをやつてきた
から、それじゃ来てもらいましようということになつたのです
と、こういうことですよ。そういうふうになるに至つた経過は、
主催者である遺族会が自衛隊に要請したという経過はあるでし
ょう、しかし神社との関係からいえば、神社に対しては、自衛
隊のほうから言われて、神社のほうは来てもらうことになつた、
こういう経過です。

それで、護国神社の大祭に焼香もやつたというわけですか。
そういうことですか。

○丸山政府委員 そのとおりでございます。焼香、読経とい
うのが、あれに入つておまして、これは全部、やはり遺族のい
ろいろの御意向をくんで、遺族会御自身でこういう計画をお立て

になったのではないかとこのように考えております。

○東中委員 津市の地鎮祭の判決、御承知だと思いますが、名古屋高裁の判決があります。これを主催したのは津市です。そういう行事を催したのは津市で、その地鎮祭という式を神式で主宰したのは、要するに式を進めた人は神主さんです。それについて名古屋高裁の判決では、「当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか」、「当該行為の順序作法（式次第）」が宗教界で定められたものかどうか、「当該行為が一般人に違和感なく受け容れられる程度に普遍性を有するものかどうか」ということ、この三点から見て、違う宗派の人、違う宗教を持っている人から見たら、そういうやり方には賛成できないというふうな考えの人がたとえ少数でもあれば、それは違和感なく受け入れられる程度に普遍性を持っているものとはいえない、これは信教の自由からいって当然そうなるわけです。そういう観点から、地鎮祭は津市が主催をした、地方公共団体が主催をした、それは憲法違反である、そういう判決が出ておるわけです。

そういう点からいえば、これは自衛隊が特定の宗教法人の宗教儀式に、式次第の進行を進めていく側に参加しているということ、それを宗教行為でないと、宗教儀式に国が関与したものでないというふうなことを言うこととすれば、その防衛庁の見解というのは、むちゃくちゃということになるわけですね。そういうむちゃくちゃなことであるからこそ、先ほど言ったような、隊員は命令であっても強制されないというふうな論理が出てくる。これは体系的に大きな問題を持つておるので、ひとつ長官、根本的に考えてみられるということはないですか。

○山中国務大臣 自衛隊としては、どうだということになりますと、自衛隊の一番の姿勢を示すものとして、毎年一回、慰霊祭を行なっております。いわゆる自衛隊の殉職者の新たななるみたまを祭る、そして、すべての殉職者の霊を慰める儀式をやっておりますが、それは既存のいかなる宗教の形態にも属しない、全く宗教色のない形で、私自身がとり行なったことの経験を持つておりますが、何式でもない、ただ殉職隊員の霊よ安らかに祈る、そういう式をやっております。ですから、自衛隊としては、ちゃんとそういうけじめを持つておりまして、自衛隊の姿勢は、それによって明確であると考えます。

○東中委員 自衛隊は、特定の宗教の方式によってはやらないところ、自衛隊が命令で特定の宗教の宗教儀式に参加しているという場合が、いま命令で行ったというものが二カ所出てきているわけですね、式次第に参加しているのですから。そうい

うことについて、自衛隊自体として考えておること、個々の宗教法人の宗教活動に関与するということは、明らかに私は矛盾しているように思うわけです。

八月十五日の総理なんかの、あれば追悼式——追悼ということ、はつきり言っていますね。これは戦没者をしのぶというのですか、いたむというのですか。要するに慰霊とは言っていないですね。戦没者の慰霊とは言っていないのです。明白に区別をしています。私、「追悼」と「慰霊」とどう違うのかと思つて字引きを引いてみたら、「慰霊」は「死者の靈魂を慰めること」とある。それから「追悼」は「死者をしのんで、いたみ悲しむこと」。こういうふうにいっております。だから、後者の場合は、宗教的概念というのは全然入ってこないわけですね。だから、天皇が関与する、あるいは総理大臣がやっているというやつは、その点は、はつきりと「追悼式」と書いてある。自衛隊の場合も、殉職者、公務でなくなった場合に、追悼式をやっていますね。だから、宗教的な概念からはつきりと違うものとしてやるということになっているわけですね。

ところが、特定の宗教法人の行動に自衛隊が参加して一緒にやっていると、一般の人から見たら、自衛隊がその宗教の活動に参加していることになりまね。だって神主さんと一つのセツトになって式を進めているわけですから。神主さんとかびらをあける、そのときにおごそかに演奏するという形になるわけですから。そういうのは、その宗教に関与することになるのではないかと。これは、すらつと見たら、だれだつてそう思いますよ。遺族会が遺族会として慰霊祭をやられる、それはけつこうなことでありま。遺族の人たちが、その信仰に基づいて、あるいはその信条に基づいての慰霊をされる、あるいは追悼をされる人もあるかもしれない、それはけつこうであります。しかし自衛隊が隊として、命令でそこへ参加するというのは、これは靖国神社であれば、大きな問題になりますよ。事柄の性質は同じでありますから、慎重にやるということとひとつ検討をされるつもりはないですか。やはり依然としてやっていく……。

○山中国務大臣 神社、仏閣その他の宗教の社祀、そういうところにおいて、それぞれの宗教団体が行なうものに自衛隊を派遣することは、これは、いけないと思つておる。しかし主催者団体が、少飛会とかあるいは遺族会というものであります場合は、あなたがちそう宗教活動に参加しているといわれる概念の中にびつたり入るかどうか、これは議論の分かれるところだと思つておる。私たちはそうは思わない。

私も三十七師団戦友会会長で、毎年秋に靖国神社で慰霊——これは私ども、慰霊と言っておりますが、自衛隊の場合、追悼です。防衛庁長官になりましてからも、昨年行ないました。これは私が祭文を読み上げますけれども、国務大臣とも防衛庁長官とも言いません。ただ山中貞則であります。ですから、そこは、もう個人の資格でやっておりますし、そこらところは、だから、神社、仏閣その他宗教団体の象徴的なものであるところで、宗教的な儀式で行なわれるものに直接自衛隊が主催、共催あるいはまた協賛、後援という形をとってやる場合は、これは、やはりいけない範疇に属すると私は思うのです。まあ、せっかくの長時間にわたる御意見ですから、そういうことへのけじめがわかるようなことに、誤解を招くようなことのないように改良してみたいと思つておる。

○東中委員 それともう一点、先ほど言った、自衛隊員に宗教上の行為、儀式に参加することを、命令で強制することはできない、それはしないということでございますね。その点、もうちょっと……。

○山中国務大臣 だから、宗教団体がその宗教の象徴である場所、神社、仏閣、社祠等、そういうところでやる行事に、自衛隊が国の機関として参加することは、憲法上も認められない、そう思うのです。ですから、それは明白であります。その他の民間団体が、あるいは生き残りの戦友会とか遺族会とかいう方々がおやりになる場合に、それに参加していけないかどうかは、議論の分かれるところであらうということですね。あなたも、それを問題があるとおっしゃる。私どものほうは、その程度ならば問題はないかと言つておるわけですが、その程度ならば、これは事、憲法の基本にかかわる問題でありますから、国の機関としての自衛隊でありますし、せつかくの御提案でありますから、私としても、もう一ぺんどうということにいたしますか、慎重な検討を加えてみたいと思つておる。

○東中委員 私が最後に言うたのは、憲法二十条との関係で、「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」、自衛隊員も空教上の行為、祝典、儀式、行事に参加することは強制されない。したがって、命令で行事への参加ということは、これは国家機関としてはなく、自衛隊員として強制されないという意味で命令されない、命令というものは強制することですから。そういうふうな、さつき官房長は命令を出さぬようにしておる、こう言われておったわけですが、命令を出さない、強制しないということだと思つておる。

うにお聞きしてよいのかどうか。

○山中国務大臣 それは、憲法で定められている最も大切な個人の基本的な権利の一つですから、それを越えてその他の国内法が存在することはできません。でありますから、それを強制することは、もちろんできません。

○東中委員 くだいようですけれども、隊として参加するように隊員に命令をすれば、それは強制になる。命令というのは、命令に反したら自衛隊法違反で、行政上あるいはその他の処分がされるわけですから、そういう意味では、そういう命令は出せないということですねということを、確認をしておいていただきたい。

○山中国務大臣 これは今度は、憲法第二十条第三項の「國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」ということ、さらにきちんと、国の機關としてとしてありますから、したがって、われわれは国の機關の自衛隊として宗教活動その他のことには参加してはならぬし、してはならない。ましてや、個人の基本的な権利の一つである二十条の二項、「何人も、」ということは、当然その前提となっておるので、それを越えて自衛隊法の行使はできない、それは明確であります。

○東中委員 だから、命令はしないということですか。

○山中国務大臣 だから、申し上げておりますように、いずれであつても、宗教の団体が、宗教の本拠である、あるいは象徴であるところで、その宗教のために行なわれる儀式等については、これは隊の命令そのものを出すことができないわけでは、出してはならないわけです。そういうことです。

○東中委員 だから、宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加する命令は出せないということでございますね。

○山中国務大臣 それは、憲法の命ずるところでありますから、そのとおりであります。

○東中委員 それで、結論的に申し上げておきたいのですが、護国神社の式に参加をする、要するに大祭であれ主催者がどこであれ、その儀式自身が宗教上の儀式であるという場合には、あるいは宗教上の行事であるという場合には、それは何人も、それに参加することを強制されないというのが、憲法の命ずるところでありますから、自衛隊も当然、そういうことはできないということになるわけですね。

○山中国務大臣 それが違うのであつて、あなたも言われたでしょう、護国神社側は要請しなかつたとおっしゃつたでしょう。

だから、遺族会にお願いしますと言われて、そして部隊で検討して、遺族会のそういう行事に音楽隊を出して差しつかえないと判断したわけですから、したがって、それは遺族会との関係であつて、神社側は呼んでもいいのにとあなたもおっしゃつたのだから……。神社側が呼んだ場合には、神社の例大祭に参加してもらいたい、こう言われたら、これは正式にお断りする以外に道はない、こういうことであります。

○東中委員 神社が呼んだら断わる、しかし自衛隊が、主催者から言われて、そして神社が儀式を主宰するんですからね。その神社の主宰する宗教的儀式です。この主催しているほうの遺族会は、宗教上の儀式を主宰しないわけです。そういう儀式をやることの全体を催すわけですね。その宗教上の行為、儀式あるいは行事を、実際に動かしていくのは——これは護国神社が空教上の儀式としてやるわけです。地鎮祭の場合を考えたら、非常によくわかるわけでしょう。津市がやつても、津市が神主さんを頼んできて、そして特定の場所へ来て、神社じゃないわけですが、そこでおはらいをやつたり、何かいろいろ儀式をやつたわけですね。それは主催者は津だけども——地鎮祭の儀式は、いろいろやり方があります。宗教的に全然関係のない地鎮祭のやり方もあります。それを神式でやつたということの問題になつてはいるわけですね。

その神式でやることについて、宗教上の行事、式次第に自衛隊が参加することについては——あるいは自衛隊員でなくとも、だれでも強制的に参加させられるということはない。参加したという人は、自由に参加したらいいわけです、神社側が承知すれば、神社側が承知しなければ参加できないわけでしょう。

ところが、これは自衛隊が、主催者である遺族会から言われて、それで神社側へ申し入れて、神社側も、そう言われるなら一緒にやつてもらいましようということ軍楽をかなでた、こういう経過ですから、宗教儀式に参加しているのです。これは、どうも「シユサイ」ということばが、音が一緒で字が違う、そして趣旨が違うということがあつて、混同することもあるんですけれども、これは慎重に検討してもらいたい。

私は、きょうは法制局を呼んでいなかったから、場合によっては法制局の見解も聞いて、これは、はっきりせにやいかぬ、こう思いますので、検討をしていただきたい。

○山中国務大臣 それは、法制局も呼んでもらつてけつこうであります、護国神社で場所を借りて、遺族会が行なわれたのであるという証拠は——神社の中でお坊さんによる読経、焼香

等もやつたというのですから、これは、やはり何といつても神社主宰じゃないでしょうね。だから、遺族会はいろいろな宗教の方がおられるから、神社でやつても仏壇と焼香と読経、僧侶、そういうものをそろえたわけでしょう。(東中委員「神社に仏壇ないでしょう」と呼ぶ)どうですか、よくわかりませんが。ですから、そういうものがいいか悪いか、議論があるところであらうと私、言っているのです。

しかし、はっきりしていることは、憲法の条章を踏まえても、どの宗教であつても、宗教の団体が、その宗教の社祠もしくはシンボリックな場所においてとり行なう宗教の儀式に、国の機關である自衛隊が、命令等によって、それに対して参加することは憲法違反である、こう申し上げているのです。

○東中委員 検討もするということありますから、要するに具体的な実態に即して、先ほど何か主催、協賛、何とか、そういうことになれば問題だということも言われましたから、その点も、ひとつはつきり御検討されて、憲法二十条に違反するような国家機関の宗教関与に絶対ならない、そういうことではないかという具体的なものを示してもらいたい、こう思います。

【四七〇】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第三十号（昭和四九年五月十六日）

（発言者） 木原実（委員）

高瀬忠雄（政府委員、防衛庁人事教育局長）

山中貞則（国務大臣、防衛庁長官）

〔発言順、敬称略〕

○木原委員（略）

それから、時間を節約する意味で重ねてもう一つだけ。ほかのことなんですが、この委員会は靖国問題をやって、まだそれが議長の手元にあがっているのですが、例の隊友会の人たちがいろいろやられまして、自衛隊の事故でなくなった人たち、こういう方たちの、幾つか問題が起こっているのですが、護国神社に合祀をされる、こういう動きがあるわけです。

そこで、伺いたいのですが、これは隊友会なるものがあるという世話をしておるようなんですが、自衛隊はこの隊友会に対して、どういふ関係を持っておるのか、まずそのことをひとつ聞かしてください。

○高瀬（忠）政府委員 隊友会は、自衛隊を退職しました者が会員でございます。現在十萬三千名ばかりの会員がございまして、これは国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めるといふようなことが趣旨でございます。

具体的内容につきましては、防衛知識の普及高揚とか、あるいは自衛隊の諸業務に対する各種の協力、機関紙の発行、あるいは会員の親睦、それから会員の遺家族に対する援護、それから会員の就職、そういうようなこともやっております。

それで、防衛庁との関係でございますが、先ほど申しましたように、隊友会の目的定款からいたしましても、自衛隊員との相互の理解、協力を深めるといふことでございます。

そういうことで、具体的にはどんなことをやっているかというところでございますが、防衛庁といたしましては、隊友会が発行しております「隊友」という新聞がございまして、それを買い上げております。それから、自衛隊の募集のポスターを町に張ってもらふというような仕事を引き受けてもらったり、それから、これは去年から始めたのでございますが、予備自衛官が実際に自衛隊に勤務する意欲があるかどうかということ、予

備自衛官の一人一人に当たって、その意欲を確かめるというふうなことで、それも隊友会に委託しております。というのは、隊友会の会員の三分の一が予備自衛官なものですから、隊友会に頼むのが非常に都合がいいというようなことで、そういったことで仕事を頼んでおりますが、そういった仕事の大部分を地方連絡部を通じてやる。地方の支部やなんかがございますので、本部はもちろん接触いたしますが、地方では地方連絡部が窓口ということ、隊友会と地連というものが接触して、いまいかなんな仕事をしておるわけでございます。現在のところ、隊友会と自衛隊というものの関係は、大要こういうところでござい

○木原委員 簡潔にひとつお願いをしたいのですが、そうしますと、隊友会と自衛隊の関係というのは、機関紙を買い上げたり、ポスターを張るときに手間賃を出すというふうな、多少そういう意味でのつながりがあることと、予備自衛官の人たちが三分の一入っているということ、予備自衛官というのは多少予算上の措置がありますね、ですから、その辺のつながりということですか。そして、隊友会というのは、財団法人か何かになっているのですか。

○高瀬（忠）政府委員 社団法人になっております。

○木原委員 そこで、それはいいのですが、隊友会の人たちが隊員の人で事故等でなくなった方たちを、護国神社に合祀をされるということなんですね。隊友会の人たち、これは民間の団体ですから、それが遺族の意思を体して、そういうことをおやりになるということの範囲だと、問題は、厳密にいつてないと思うのです。しかしながら、自衛隊としてあるいは防衛庁として事故等でなくなった隊員の慰霊のこと、それで護国神社に合祀されるということについて意思表示をなされたことがござい

○高瀬（忠）政府委員 自衛隊の隊員が殉職をしまして、その殉職をした隊員に対して、これは宗教とかかわりなしに、私どもは、敬意を表するという気持ちは十分持っておりますし、それから、隊友会自身もそういった気持ちは持つておると思

○高瀬（忠）政府委員 自衛隊の隊員が殉職をしまして、その殉職をした隊員に対して、これは宗教とかかわりなしに、私どもは、敬意を表するという気持ちは十分持っておりますし、それから、隊友会自身もそういった気持ちは持つておると思

な活動に関知することはできませんから、そういうことは隊員の殉職者に対しまして、宗教とは別に敬意を表するということとはいたしませんけれども、われわれのほうで、特に護国神社に祭ってほしいとか何とかいうことはできません。これは隊友会または隊友会と父兄が奉斎会みたいなものをつくりまして、そして殉職者の霊を配祀するということ、若干の県でやっておりますけれども、これは自衛隊の指導、地連の指導というふうなものでござい

○木原委員 幾つかのところで、たとえば山口県でいま裁判が進行したりなんかしておりますが、これは、あらためてここで申し上げるまでもないことなんですが、なかなか微妙なところにして、もし防衛庁の意思というふうなものが、隊友会に反映を、たとえば望ましい、やりなさいというふうなことになるれば、これは、たいへんな憲法上の問題が出るのは、よく御認識だと思わすね。そういう指示を出したことはござい

○高瀬（忠）政府委員 いまの指示というのは、自衛隊のほうから配祀をするようにというふうな指示でございますか。——そういう指示は、出したことはござい

○山中国務大臣 自衛隊といたしましては、毎年殉職隊員の出不いことを祈りますが、やはり出ますので、市ヶ谷において慰霊祭を陸海空合同で執行いたします。そして、いかなる宗教の方式にもとらわれない、新しいみたまをお祭りする儀式をやりました、そして同駐とん地内にごい

○木原委員 その点は、私も承りました。ただ、私

○木原委員 その点は、私も承りました。ただ、私ここで念を押すようにすけれども、自衛隊の意思として、防衛庁の意思として、たとえば護国神社に合祀されることが望ましい、あるいは合祀をしないというふうなことがあれば、これはたいへんはつきりした別個の問題が出てくると思うのです。それについてきょう、私は、ここでこれ以上のことは申し上げません。少しデリケートな問題があります。しかし、どうもやはり自衛隊から一つの指示もしくは解釈あるいはまた考え方が出てくるようなんです。これは、はつきりした段階で、いづれ見解を承る機会があるかと思

の、しかも民主主義の根幹にかかわるような問題が明記をされて、かりそめにもそれに触れるような行為があつては、やはり別個の問題が出てくる、私はこう考えておるわけです。

これは、おそらく他のところで、裁判等が進行しておる過程の中で、またいろいろ問題が出てこようかと思ひます。ですから、ここで申し上げることは、かりそめにも殉職をなさつた方々に対して、防衛庁もしくは自衛隊そのものが敬弔の誠を尽くす、慰霊のことは、宗教にかかわらないで行なうといふことは、当然のことであり、りっぱなことだと思ひます。しかし、そのワクを踏みはずさないようにしてもらいたい、こういう要望にとどめておきます。それ以上のことにつきましては、ひとつ厳に自戒を求めておきたいと思ひます。

終わります。

【四七一】第七十二回国会参議院文教委員会会議録
第十五号（昭和49年5月21日）

（発言者） 加瀬完（委員）

岩間英太郎（政府委員。文部省初等中等教育局長）

奥野誠亮（国務大臣。文部大臣）

（発言順。敬称略）

○加瀬完君（略）

それからもう一つ、かりに靖国神社法案みたいなのが通るとすると、靖国神社というものに対しては、これは道徳教育でどう教えた方がいいということになりますか、私にもよくわかりませんから、あらためて伺つておきます。

○政府委員（岩間英太郎君） 靖国神社法案の、内容をつまびらかにしているわけではございませんけれども、これはちよつと道徳教育とは別の問題ではなからうかというふうに考えております。

○加瀬完君 宗教教育というのは、禁じられておりますね、日本の教育では。特殊な神社仏閣に対して、特殊な信仰の行事をしたりなんかするということも禁じられておりますね。そうなるべくると、国の法律で、よく大臣、国の法律で、靖国神社が尊敬さるべきものだという規定をして、そうなるべくると、道徳の時間に、どうこれは扱えばいいことになりますか。

○国務大臣（奥野誠亮君） 徳目を並べます場合に、こういう徳目を加えるとか、こういう徳目を加えないとか、いろんな議論はあつてしかるべきだと思ふんでございまして、人それぞれ、何に一番力を入れるべきだということで、徳目を考えりやいと思ふんであります。先ほども申し上げましたように、文部省が道徳の時間をつくつた、その場合に、道徳の内容として三十二項目並べているわけでありまして。総理が提唱されているよりも、もつとたくさん内容のものを事項として取り上げて、それを低学年のもの、高学年のもの、それぞれに従つて、身につけさせ方を指摘してまいつてきています。まあ私なりに、憲法を尊重するよう人間にしたいという意味で徳目を並べるんなら、ルールを守りましょうというような表現をするんじゃないかなあと、お話しを伺いながら感じておつた

ところでございまして、また、靖国神社のことをおつしやるんなら、私は、社会のために尽くさなきゃならないんだと、自分のことばかり考えるんじゃないよ、社会、公共のために、みんな努力しようじゃないか、と、こう考へておつたところ、ごいまして、宗教教育につきましては、教育基本法に、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」、こう示されておるわけでございます。宗教教育全体が否定されているわけのものではないです。同時にまた、靖国神社法におきましては、宗教法人ではないというたてまえで、あの靖国神社法を制定したという努力が行なわれていることは、御承知いただいていると思ひます。

○加瀬完君 逆に伺いますが、各家庭でそれぞれの宗教に入信して、宗教教育を子供に与えることを、これ制限させるわけにいきませんね。信教の自由は、憲法で認められているわけですから。そうすると、各家庭では、靖国神社は反対だというそれぞれの宗教もある。それを法律化されたときには、学校ではどういう教え方をするかというような問題も出てくる。そこで、少なくとも、憲法というものや、民主主義というものは、いまさら説くまでもなく常識だと言ふなら、そういうワクに従つた行動というものは、当然、前提とならなければ、家庭生活、学校生活、法律と宗教の観念ということ、いろいろの食い違いが出てくる。そういう点、簡単に私は思いつきを発表されては、よほど今後の、その取り扱いというものの整理をしなければ、現場の先生方は困ると思ふ。

（略）

【四七二】第七十二回国会衆議院内閣委員会議録第三十二号（昭和49年5月21日）

（発言者） 受田新吉（委員）

新谷鐵郎（説明員、環境庁自然保護局企画調整課長）

小坂徳三郎（国務大臣（総理府総務長官））

〔発言順、敬称略〕

○受田委員 将来の問題としてでなくて、すぐ着手していただきたい。

もう一つ、ここで墓苑のことですが、千鳥ヶ淵墓苑、これは昭和二十八年に閣議決定でスタートした。当時、私は草場隆圓厚生大臣からも御相談を受けて、この無名戦士の墓苑の創立には全面的なお手伝いをした記憶を持っているのですが、これはただ閣議決定だけでなくて、何らかの形で千鳥ヶ淵墓苑が国営の、戦没者の中の無名の方々を祭る場所として規定されるべきものではないか、こう思いますが、御意見を承りたい。

○新谷説明員 現在、環境庁設置法に基づきまして、国の営造物といたしまして千鳥ヶ淵戦没者墓苑の維持管理をいたしておるわけでございますが、国の営造物のそれぞれの設置目的がございますけれども、現在のところ、千鳥ヶ淵墓苑は、遺族に引き渡すことのできない戦没者の遺骨を納める場所として設けてある場所でございます。こういう設置目的の範囲内にとどまっております限りは、必ずしもそういう目的を一々法律でもって明らかにしなくてはならないものではなく、現在のよう維持管理のしかたでもって足りるものではないかというふうに考えておるわけでございます。

○受田委員 千鳥ヶ淵墓苑は、国民にどのように理解をさせておられるわけですか。

○新谷説明員 千鳥ヶ淵墓苑の性格につきましては、先生からお話がございました二十八年の政府の閣議決定をもちまして、無名の戦士の戦没者の墓といたしまして、毎年慰霊祭も行なわれ、そういうものとして国民の方々にも理解をいただいております。そういうふうな考えております。

○受田委員 これは無名戦士だけでなくして、有名の方の霊も祭るといふ形で、有名、無名を通じてのお墓という形はとれま

せんか。

〔野呂委員長代理退席、委員長着席〕

○新谷説明員 私どものほうの立場では、墓地公園といたしまして維持管理しておる立場でございますので、戦没者のそういう霊を、どういうふうな日本の国内においてお慰めするかという問題につきまして、私どもの立場でお答えしにくい面もございますけれども、先生御指摘のような問題は、むしろ、そういう問題につきまして、今後、国民全般の方々がどういうふうにか、国民感情の推移を見まして、政府全体の方針としてきめていただくべき問題であると思っております。

○受田委員 そこで、問題が発生したわけです。小坂長官、私がかここで何回か指摘したことがございますが、靖国神社法案、これは、この法案そのものの審査という意味ではありませんで、その前提の問題で、私がお尋ねしておるのでございまして、千鳥ヶ淵墓苑の扱いをめぐって、戦没者の霊をどう敬弔するかという問題、これは政府が、当然政府の責任でこれをなすべきである。したがって、この問題については、戦没者の霊の追悼に関する審議会のようなものをつくって、各界の良識のある人をお招きし、また遺族の皆さんもそれに入ってもらい、そういう各界、宗教界等の理解も得られるような形で、戦没者の霊をどう敬弔するかという審議会というものをつくられ、そして、靖国神社の法案というものが、そこから出ることであるならば、われわれ審査を十分さしていただくという提案をしているわけなんです。

ところが、自由民主党の単独の法案提出で、そして自民党が思いつきでいろいろな人の意見を聞かれるという形であると、これは問題である。したがって、政府自身が審議会を設置して、総理府の付属機関とすれば、これはみんなあなたのお仕事になるのです。前に臨時恩給調査会というのでもできたですね。そういうこともあるのでございますから、総理府の付属機関として審議会を設置して、そこで各界の良識あるお考えをいただき、そこから政府提案として法案をお出しになる。英霊は自民党の命令で第一線へ行かれたのでなく、日本国政府の名において、国家のためになくなられたという意味からは、この法案の出し方はいろいろあるが、少なくともこうした戦没者の霊に敬愛の情をささげる法案というものは、政府提案が適当である。それは寛派を越えて、政府提案に対して意見がいろいろと論議されることは好ましいことであるという提案をしたわけでございますが、総務長官としては、私のその提案は非常に名案であると

思われるかどうか。迷案という意味でなくして……（これは恩給法だから）と呼ぶ者あり）つまり戦没者の霊に係るから恩給にじかに関係するのです。これはおわかりですね。恩給法は戦没者の公務扶助料が圧倒的に大半を占めておる。したがって、遺族の立場も考えさせていただくならば、そうした遺族の側から見たら、恩給法の対象になる公務扶助料をいただける遺族は、自民党の遺族でなくして日本国民の遺族である。日本国民の靖国神社という形でなければならぬという意味から言うならば、政府案というのがここへ出てしかるべきであった。私の言うことが迷案か、あるいは非常に名案というべきかということ、いま御所見を承りたいのです。

○小坂国務大臣 ただいまの審議会設置のことは、私、寡聞にして初めて承り、したがって、いまここですぐ審議会設置がいいとか悪いとかということ、ちょっとお答えしにくいわけでございます。さらに、もっとよく受田委員の御所見を承りながら、その設置が適当かということ、私は考えてまいたいと思っております。

○受田委員 この問題は、いま私が提案した精神によって総務長官の責任で——私、歴代の総務長官に、二人ほどこの問題をお尋ねしたのです。政府としてこれを提出すべき問題だということをお尋ねしたのですが、それは政府案としていくのには、法制局等でなかなか異論があるというようなことがございました。それをこなしただで法案をお出しになるといふ形をおとりになるべきであった。いまからでもおそくないわけでございます。国民的規模で英霊を十分御優遇し、平和への基礎となつた方々にお報いするには、そういう意味で検討する必要がある。そこから自然に生まれた美しい機関が、千鳥ヶ淵墓苑を含んだ靖国神社の今後の課題が解決される問題になると思うのです。私、あえてこの問題を提案しました。

時間が来たようでございますが、あとは、またほかの委員に足らぬところは補っていただきます。委員長長の要望において質問をたいたいま打ち切れという命令が来しましたので、あえて打ち切ります。

以上をもって質問を終わります。

【四七三】第七十二回国会衆議院議院運営委員会議
録第三十三号(昭和49年5月24日)

(発言者) 佐々木秀世(委員長)
田澤吉郎(委員)
[発言順。敬称略]

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほど来、野党各党の出席を要請しておりますが、いまだに
出席を得られません。やむを得ず議事を進めます。

先刻、議長から、去る四月二十二日の裁定の趣旨に従い、靖
国神社法案の処理をいたしたいが、会期も切迫していること
もあり、早急に本会議に上程し、その審議を進めることにいた
したいので、議院運営委員会において、その取り扱いについて
協議されたい旨のお話がありました。
それでは、靖国神社法案の取り扱いについて御協議を願いま
す。

○田澤委員 動議を提出いたします。

会期も切迫していることでもありますので、明二十五日午後
一時から本会議を開会し、靖国神社法案を上程することとせら
れんことを望みます。

○佐々木委員長 田澤君の動議に賛成の諸君の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○佐々木委員長 挙手総員。よって、明二十五日午後一時から
本会議を開き、靖国神社法案を上程することに決しました。
なお、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたし
ます。

本日は、これにて散会いたします。

【四七四】第七十二回国会衆議院会議録第三十五号
(昭和49年5月25日)

日程第一 靖国神社法案(第七十一回国会、橋本登美三郎君
外九名提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、靖国神社法案を議題といた
します。

靖国神社法案
右の議案を提出する。

昭和四十八年四月二十七日

提出者

橋本登美三郎	鈴木 善幸
徳安 實藏	稲葉 修
村上 勇	荒船清十郎
上村千一郎	橋本龍太郎
鯨岡 兵輔	根本龍太郎
賛成者	
安倍晋太郎外二百八名	

靖国神社法

目次

- 第一章 総則(第一条―第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条―第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条―第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条―第二十四条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条―第三十三条)
- 第六章 監督(第三十四条・第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条)
- 第八章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対
する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これ
を慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてそ
の偉業を永遠に伝えることを目的とする。
(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたの
は、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したの
であつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものとして
はならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者
等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出
に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をす
る等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなけ
ればならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の
後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができな
い。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに
類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条法人
の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国
神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内
及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。
2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して
靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職
務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、

理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

（役員任命及び任期）

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

（役員欠格条項）

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

（役員解任）

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（役員兼職禁止）

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

（職員の任命）

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の地位）

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公

務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

（評議員会）

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けるべき業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

（評議員）

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。

（評議員会の会議）

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

（業務の範囲）

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその業績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

（業務方法書）

第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。（規程）

第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があるとき認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

（会計年度）

第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）

第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財産目録等）

第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、

その承認を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)

第三十条 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二条の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立

ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な専務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教学法人靖国神社(以下「宗教学法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教学法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出は、宗教学法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九條 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五條の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十條 靖国神社は、前條の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一條 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。
第十二條 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十三條 前條第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時に於いて宗教法人靖国神社に奉斎されていた人人は、第三條の手續を要しないで、靖国神社の成立の時に於いて同条により決定された戦没者等とする。

第十四條 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八條の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五條 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五條の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以後最初の三月三十一日に終わるものとする。
第十六條 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六條中「当該会計年度の開始前に」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七條 附則第十二條第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。
（他の法律の一部改正）

第十八條 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の第一部を次のように改正する。

第六條第十六号の三の次に次の一号を加える。
十六の四 靖国神社に関すること。
第十五條第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社 審議会	靖国神社法（昭和四十八年法律第 号）附則第七條の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------	--

第十九條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法（昭和四十八年法律第 号）
------	--------------------

第二十條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法（昭和四十八年法律第 号）
------	--------------------

第二十一條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法（昭和四十八年法律第 号）
------	--------------------

第二十二條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法（昭和四十八年法律第 号）
------	--------------------

第二十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二十五條第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第七十二條の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。
第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十八 靖国神社が靖国神社法（昭和四十八年法律第 号）第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産
第二百九十六條第一項第一号中「農地開発機械公団」の下

に「靖国神社」を加える。
第三百四十八條第二項に次の一号を加える。
三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

理由
戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

○議長（前尾繁三郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長 徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔徳安實藏君登壇〕
○徳安實藏君 ただいま議題となりました靖国神社法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的として設立される靖国神社について、所要の規定を設け、その国家護持をはかろうとするものでありまして、そのおもなる内容は、
第一に、本案において靖国神社という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみ、その名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものではない旨を明記いたしました。

第二に、戦没者及び国事に殉じた人々の範囲は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申し出に基づいて、内閣総理大臣が決定すること。
第三に、靖国神社は、特殊法人として、その事務所を東京都

に置くこと。

第四に、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならないこと。

そのほか、靖国神社の組織、業務、財務及び会計、監督、設立手続、免税措置等について所要の規定を設けること。といったしております。

本案は、前国会の昭和四十八年四月二十七日提出、同年五月三十一日本委員会に付託され、七月十九日提案理由の説明を聴取し、本国会に継続されたものでありまして、本年四月四日提案理由の説明を省略することに決し、四月十二日本委員会を開会し、修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) この際、国会法第五十七条の三の規定により、本案について内閣の意見を聴取いたします。国務大臣小坂徳三郎君。

(国務大臣小坂徳三郎君登壇)

○国務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの靖国神社法案については、政府としては異議はございません。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。(拍手)

(略)

靖国神社法案(橋本登美三郎君外九名提出、第七十一回国会衆法第三二号)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的として設立される靖国神社について、所要の規定を設け、その国家護持を図らうとするものであつて、その主な内容は、次のとおりである。

(一) 総則

1 名称

本案において靖国神社という名称を用いているけれども、それは靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨ではない旨を明記したこと。

2 戦没者等の決定

戦没者及び国事に殉じた者(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定すること。

3 法人格及び事務所

靖国神社は、特殊法人とし、その事務所を東京都に置くこと。

4 非宗教性

靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならないこと。

(二) 組織等

1 役員

靖国神社の役員は、理事長、理事(五人以内)及び監事(二人以内)とし、理事長及び監事は内閣総理大臣が、理事は内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命し、その任期は、それぞれ三年とすること。

2 評議員会

靖国神社に、重要事項についての諮問機関として、十人以内からなる評議員会を置くものとし、評議員は戦没者等の遺族及び学識経験者のうちから内閣総理大臣が任命し、その任期は、三年とすること。

(三) 業務

1 業務の範囲

靖国神社は、その目的達成のため、創建以来の伝統をかえりみつつ、次の業務を行なうものとする。

(1) 戦没者等の名簿等を奉安すること。

(2) 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

(3) 戦没者等についてその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

(4) その属する施設を維持管理すること。

(5) 右の(1)から(4)までの業務に附帯する業務

(6) 以上のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、その目的達成のために必要な業務を行なうこと。

2 業務方法書等

靖国神社は、業務方法書を作成して内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとし、また、業務の運営及び執行に関し、内閣総理大臣の承認を受けて規程を定めることができること。

(四) 財務及び会計

1 予算等

靖国神社は、毎会計年度開始前に、当該会計年度の収支予算及び業務計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 決算

靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに決算報告書を添付して、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする。

3 財産の管理等

靖国神社の財産は、特殊財産、基本財産及び普通財産に区分して管理するものとし、総理府令で定める重要財産の譲渡等については、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。

4 経費の負担等

(1) 国は、(三)の(1)から(5)までの業務に要する経費の一部を負担するものとし、(三)の(6)の業務に要する経費についてはその一部を補助することができるものとする。

(2) 地方公共団体は、(三)の業務に要する経費の一部を補助することができるものとする。

(五) 監督

靖国神社は、内閣総理大臣が監督するものとし、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(六) 設立手続

1 靖国神社の設立事務は、理事長及び理事となるべき者として指名された者が処理するものとする。

2 靖国神社の設立の手続は、宗教法人靖国神社から、自発的に、一切の権利及び義務の承継の申出があつて、始めて行なわれるものとする。

3 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、右の2の申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣

にその認可を申請すること。

4 右の3の認可の申請があつたときは、靖国神社の儀式

行事等の大綱について、内閣総理大臣は、靖国神社審議会に諮問して、これを決定すること。

5 靖国神社審議会は、総理府に置き、内閣総理大臣が任命する委員十二人以内で組織すること。

6 靖国神社は、設立登記によつて成立し、その成立の時に宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継し、宗教法人靖国神社は解散するものとする。

7 宗教法人靖国神社が解散した時において同神社に奉斎されていた人人は、新たな戦没者等の決定の手續を要しないので、靖国神社の戦没者等とすること。

(七) その他

所得税、法人税、印紙税、登録免許税、地方税等について、免税措置を講ずること。

(八) 施行期日

本法は、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けようとするもので、妥当な措置と認められ、附則については、修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

右報告する。

昭和四十九年四月十二日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び——は修正)

靖国神社法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条—第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条—第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条—第二十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十三条)

第六章 監督(第三十四条・第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条)

第八章 罰則(第三十七条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者等」という。)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国

神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員の仕事は、三年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができない。

(役員の仕事)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 禁治産者及び準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(役員の仕事)

第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第十五条 役員は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

6 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

7 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

8 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

9 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

10 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

11 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

12 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

13 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

14 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

15 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。

(職員の任命)

第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出

二 業務方法書

三 収支予算及び業務計画

四 第二十二條第二項の規定により認可を受けるべき業務

五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更

六 第三十條に規定する借入金

七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等

八 その他規程で定めた事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

(評議員)

第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに不適しいと認めると

きは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつ、次の業務を行なう。

一 戦没者等の名簿等を奉安すること。

二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。

三 戦没者等についてその業績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。

四 その属する施設を維持管理すること。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。(規程)

第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があるとき、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五章 財務及び会計

(会計年度)

第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財産目録等)

第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

(借入金)

第三十條 靖国神社は、借入金(当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く)をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一條 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二條 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二條第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二條の業務に要する経費の一部を補助することができる。(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に關し必要な事項は、總理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣總理大臣が監督する。

2 内閣總理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 内閣總理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雜則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣總理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三条の規定により總理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣總理大臣の認可又は承認を受けない場合において、その認可又は承認を受

けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十九條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四條第二項の規定による内閣總理大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣總理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣總理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という。)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣總理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣總理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という。)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、總理府に置く。

行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

5 内閣總理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣總理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二条 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時に於いて靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に於いて解散されるものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時に於いて宗教法人靖国神社に奉斎されていた人人は、第三条の手續を要しないで、靖国神社の成立の時に於いて同条より決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以

後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前に」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る土地で宗教法人靖国神社が昭和四十四年一月一日前に取得したものに對しては、特別土地保有税を課することができない。
(他の法律の一部改正)

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四^五 靖国神社に関すること。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社 審議会	靖国神社法(昭和四十八 ^九 年法律第 号)附則第七条の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-------------	--

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八 ^九 年法律第 号)
------	----------------------------------

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八 ^九 年法律第 号)
------	----------------------------------

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中木船相互保険組合の項の次に次のように加える。
水資源開発公団

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八 ^九 年法律第 号)
------	----------------------------------

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十八 ^九 年法律第 号)
------	----------------------------------

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三号中「日本育英会」を「靖国神社、日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十八 靖国神社が靖国神社法(昭和四十八^九年法律第 号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六条第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に「靖国神社」を加える。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。

三十一 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産